

件 名	第3期 堺市人権施策推進計画（案）の策定について
経過・現状 政策課題	【経過】 ・平成27年3月 「第2期堺市人権施策推進計画」策定（計画期間：平成27年度～令和3年度） ・令和3年3月～ 「第3期堺市人権施策推進計画」の策定に着手 【現状及び課題】 ・インターネット上で、他人への誹謗中傷や差別的な書き込みなど、人権に関わる問題が多数発生しており、情報モラル、メディア・リテラシーの向上を図る取組が必要。 ・新型コロナウイルス感染症に関連する偏見、差別、いじめ、排除等の新たな人権課題が発生しており、啓発や相談窓口体制の充実など、迅速な対応が必要。 ・市民啓発について、現状では講演会など集合型で実施していることが多く、開催場所や参加人数が限定されているため、今後は ICT を活用したより効果的かつ効率的な発信の取組が必要。
対応方針 今後の取組 （案）	【概要】 〔計画策定の目的〕 堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例第5条の規定に基づき、平和と人権を尊重する社会の実現に向け、総合的に施策・事業を推進するために策定。 〔位置付け〕 「堺市基本計画 2025」、「堺市 SDGs 未来都市計画（2021～2023）」のもと、第2期堺市人権施策推進計画の成果と課題を踏まえ、国内外の社会情勢の変化などを反映し、10年後のめざす社会を見据えながら、今後5年間における本市の取組の基本的な方向性を示す。 〔計画期間〕 令和4年度～令和8年度 〔堺市がめざす社会〕 人権が文化として確立された社会（共生社会） 〔基本的視点〕 ・多様性（Diversity）・包摂性（Inclusion）・持続可能性（Sustainability） 〔基本の取組〕 めざす社会の実現に向けて、人権課題を精査・把握し、4つの取組を総合的に推進 ①人権教育・人権啓発 ②人権擁護・相談 ③様々な人権問題への取組 ④国際平和実現への貢献 【今後のスケジュール（予定）】 令和3年12月中旬～令和4年1月中旬 パブリックコメント実施 令和4年3月 第3期堺市人権施策推進計画策定
効果の想定	今後5年間における本市の人権施策の方向性を示し、平和と人権を尊重する社会の実現に向け、市政全般を人権尊重の視点をもって推進する。
関係局との 政策連携	全局

第3期堺市人権施策推進計画 概要版（案）

I 計画策定について

1. 計画策定の目的

- 平和と人権を尊重するまちづくり条例第5条に基づき、「平和と人権を尊重するまちづくりを総合的に推進する」ための方向性として策定

2. 計画の位置付け

- 10年後の2031年度（令和13年度）を見据えながら、今後5年間の取り組むべき方向性を示す



3. 計画期間

- 2022年度（令和4年度）～2026年度（令和8年度）

II 人権をめぐる動きと課題

人権をめぐる動き

- 国際的な動き
 - 国連における「人権教育のための世界計画」第4フェーズの提示
 - SDGs（持続可能な開発目標）の策定
- 国内の動き
 - いわゆる人権関連3法の施行（部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法）

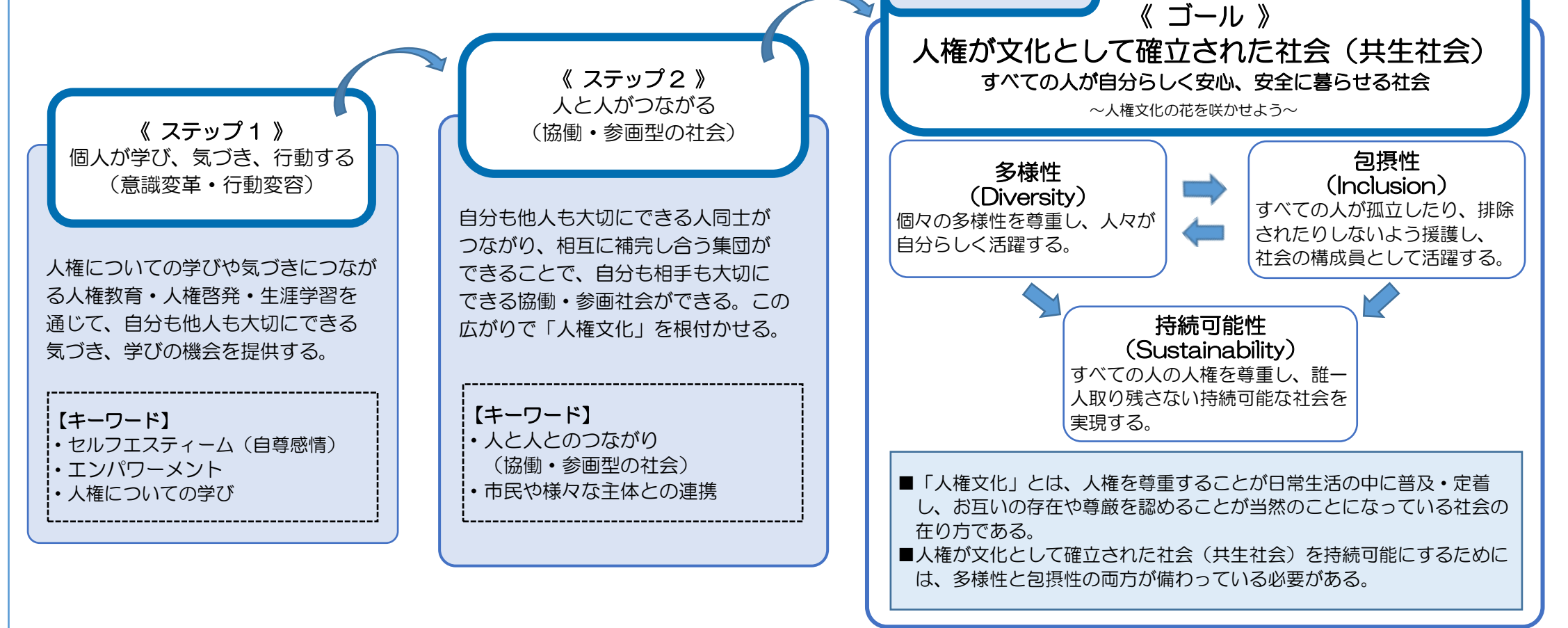
踏まえるべき課題

- インターネット、SNSによる差別・誹謗中傷の形態
- 新型コロナウイルス感染症に関連する偏見、差別、いじめ等の新たな課題の発生、及びそれに伴い、従来からあった人権課題の深刻化
- 啓発に関する課題

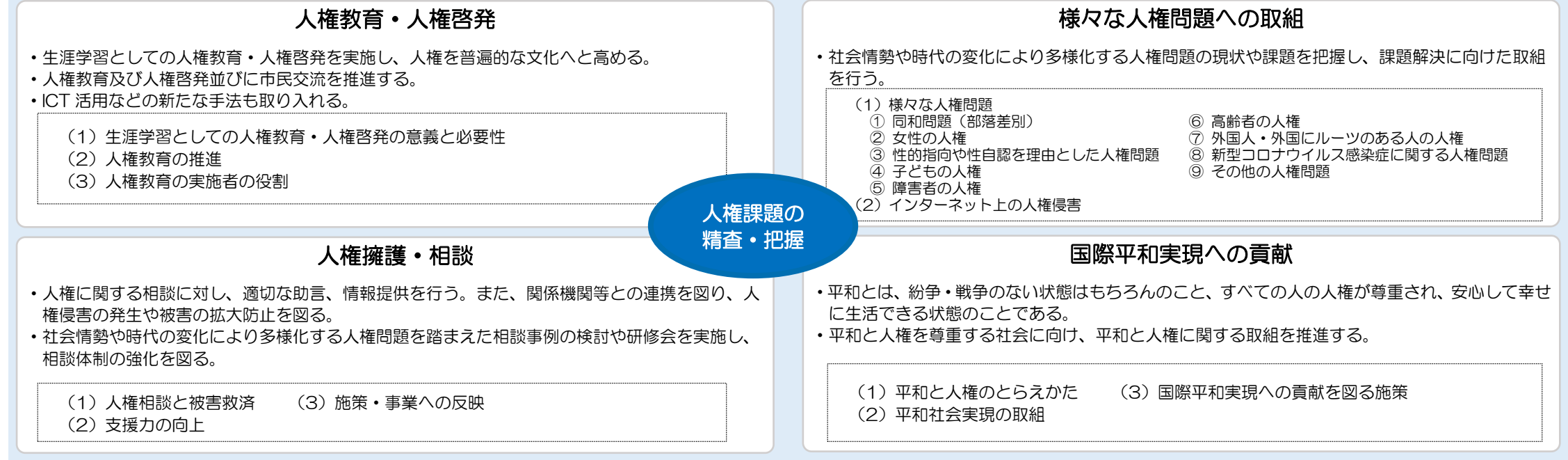
第8回人権に関する市民意識調査の結果

- 人権問題に対する理解が進む一方で、依然として差別意識が残っている

III 堺市がめざす人権が確立された社会



IV 人権施策推進への基本の取組



V 計画の推進

推進体制

- （1）庁内の推進体制（堺市人権施策推進本部、堺市人権施策推進審議会）
- （2）市民や様々な主体との連携
- （3）国・大阪府及び指定都市との連携
- （4）国際的な連携

管理体制

- PDCAサイクルによる適切な進捗管理

堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例の推進

(案)

第3期堺市人権施策推進計画

(基本的な方向性)

〇〇〇〇 (令和〇) 年〇月

堺市

第3期 堺市人権施策推進計画（素案） 目次

はじめに

第Ⅰ章 計画の策定について	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 これまでの経緯	2
第Ⅱ章 人権をめぐる動きと課題	3
1 人権をめぐる動き	3
（1）国連を中心とした国際的な動き	3
（2）国内の動き	4
2 踏まえるべき課題	4
（1）重要課題	4
① インターネット上の差別・誹謗中傷	4
② 新型コロナウイルス感染症に関連する偏見、差別、いじめ等の新たな課題	4
③ 啓発に関する課題	5
（2）第8回 人権に関する市民意識調査の結果	5
第Ⅲ章 堺市がめざす人権が確立された社会	7
1 人権とは	7
2 堺市がめざす社会	7
3 めざす社会へのステップ	8
（1）《ステップ1》個人が学び、気づき、行動する（意識変革、行動変容）	8
① セルフエスティーム（自尊感情）とエンパワーメント	8
② 人権についての学び	8
（2）《ステップ2》人と人がつながる（協働・参画型の社会）	8
① 人と人とのつながり	8
② 市民など様々な主体との連携	9
（3）《ゴール》人権が文化として確立された社会（共生社会）～人権文化の花を咲かせよう～	9
① 多様性(Diversity)	10
② 包摂性(Inclusion)	10
③ 持続可能性(Sustainability)	10
第Ⅳ章 施策推進への基本の取組	11
1 人権教育・人権啓発	11
（1）生涯学習としての人権教育・人権啓発の意義と必要性	11
（2）人権教育の推進	11
① 学ぶ場の提供	12
② リーダーの育成・グループによる学習	12
③ 情報の発信	12
④ 評価	12
（3）人権教育の実施者の役割	12

① 人権教育の対象	12
② 人権教育の実施者と期待する役割	13
2 人権擁護・相談	14
(1) 人権相談と救済	14
① 人権相談窓口の設置	14
② 相談者のエンパワーメント	14
③ 被害救済のためのソーシャルワーク	14
(2) 支援力の向上	15
(3) 施策・事業への反映	15
3 様々な人権問題への取組	15
(1) 様々な人権問題	15
① 同和問題(部落差別)	15
② 女性の人権	17
③ 性的指向や性自認を理由とした人権問題	19
④ 子どもの人権	20
⑤ 障害者の人権	22
⑥ 高齢者の人権	23
⑦ 外国人・外国にルーツのある人の人権	24
⑧ 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題	26
⑨ その他の人権問題	28
(2) インターネット上の人権侵害	29
4 国際平和実現への貢献	30
(1) 平和と人権のとらえかた	30
(2) 平和社会実現の取組	30
(3) 国際平和実現への貢献を図る施策	30
① 非核平和都市宣言	31
② 海外姉妹・友好都市、文化・青少年交流を通じた平和促進	31
③ 自由都市・堺 平和貢献賞	31
④ 市民・市民団体との協働	31
第Ⅴ章 計画の推進	32
1 推進体制	32
(1) 庁内の推進体制	32
(2) 市民や様々な主体との連携	32
(3) 国・大阪府及び指定都市との連携	32
(4) 国際的な連携	32
2 管理体制(PDCA サイクルによる適切な進捗管理)	32
3 堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例の推進	32
用語集(50 音順)	34

(文中の※印の用語については 34 ページ以降の「用語集(50 音順)」を参照)

第Ⅰ章 計画の策定について

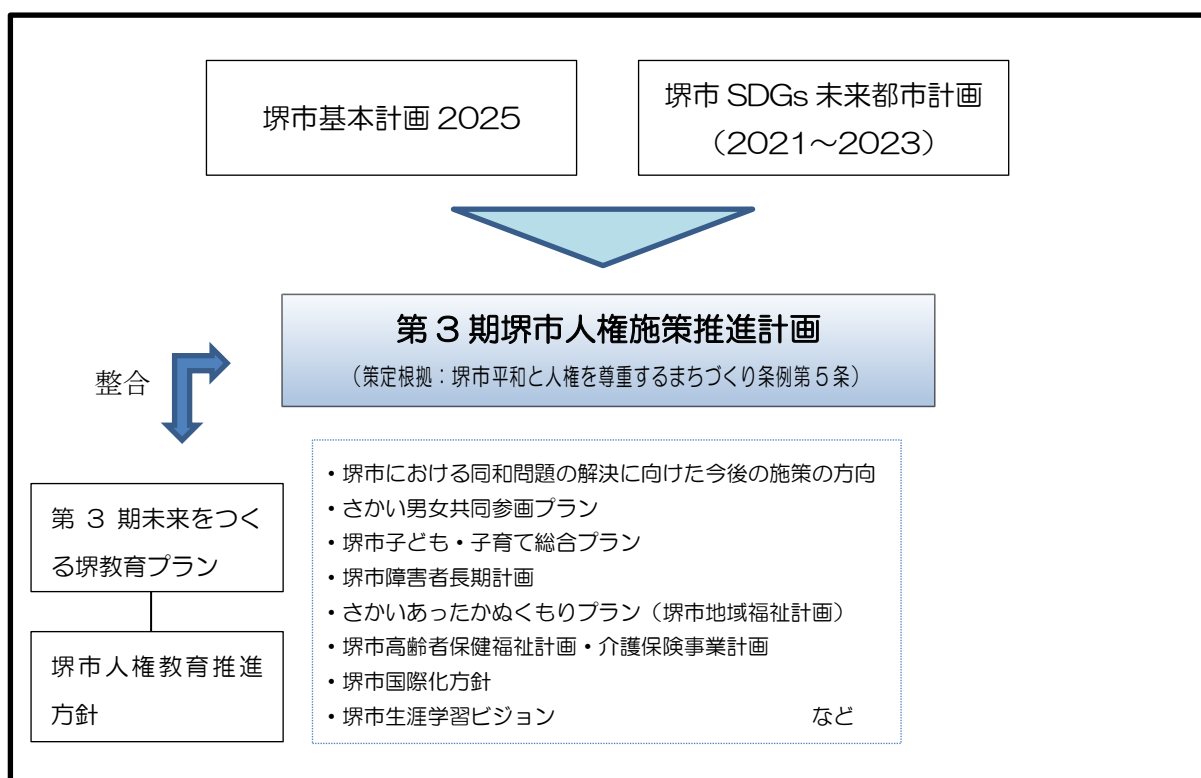
1 計画策定の目的

堺市では、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」において、すべての人の人権を尊重し、また戦争は最大の人権侵害であるという認識に立ち、すべての人が尊厳ある生命を全うできるような社会の実現をめざす「人間の安全保障」に積極的に関与することを宣言しました。

本計画は、「堺市基本計画 2025」の「すべての施策を平和と人権を尊重する視点をもって進める」という基本的な視点のもと、本条例第 5 条の規定に基づき、平和と人権を尊重する社会の実現に向け、総合的に施策・事業を推進するために策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「堺市基本計画 2025」、「堺市 SDGs 未来都市計画」のもと、「第 2 期堺市人権施策推進計画（計画期間：2015（平成 27）年度から 2021（令和 3）年度）」の成果と課題を踏まえ、国内外の社会情勢の変化などを反映したものです。また、策定にあたっては、10 年後の 2031（令和 13）年度のめざす社会を見据えながら、今後 5 年間における堺市の取組の基本的な方向性を示すものです。



3 計画期間

本計画の期間は、2022（令和 4）年度から 2026（令和 8）年度までとします。

4 これまでの経緯

- 1998（平成 10）年 1994（平成 6）年に国連総会で決議された「人権教育のための国連 10 年※」を受け、「人権感覚あふれたまち堺」の実現のため「**人権教育のための国連 10 年堺市行動計画**」を策定
- 2002（平成 14）年 上記の行動計画の取組状況を点検しながら取組のより一層の推進を図るため「**人権教育のための国連 10 年堺市後期行動計画**」を策定
- 2003（平成 15）年 上記の後期行動計画の精神を引き継ぎ、さらに発展させるため「**堺市人権施策推進基本方針**」を策定
- 2005（平成 17）年 基本方針に示した考え方をもとに、それまでの堺市の取組の成果や課題を踏まえた「**第 1 期堺市人権施策推進計画**」を策定
（2005（平成 17）年度～2014（平成 26）年度）
- 2007（平成 19）年 「**堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例**」施行
- 2009（平成 21）年 条例に基づき、社会の状況や国際的な取組などを反映した「**第 1 期堺市人権施策推進計画**」を改定
（2009（平成 21）年 9 月～2014（平成 26）年度）
- 2015（平成 27）年 上記計画の総括を踏まえ、社会情勢の変化などを反映した「**第 2 期堺市人権施策推進計画**」を策定
（2015（平成 27）年度～2021（令和 3）年度）

（文中の※印の用語については 34 ページ以降の「用語集（50 音順）」を参照）

第Ⅱ章 人権をめぐる動きと課題

1 人権をめぐる動き

世界ではこれまで、人々の生きづらさや不条理な思いなどについて、当事者や周囲の人々がそれに気づき、声をあげ、社会の多数の人々の意識を変えた結果、様々な条約や法律が制定されてきました。

堺市では国内及び国際的な取組、法的枠組に加え、社会情勢の変化を踏まえて、人権の視点から市の施策を進めます。また、これらの状況は常に変化していくため、継続的に情報を収集していきます。

(1) 国連を中心とした国際的な動き

国連総会では、1948（昭和 23）年に、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言※」が採択されました。

その後、世界人権宣言を具体化するため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（1965（昭和 40）年）」や「国際人権規約（1966（昭和 41）年）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（1979（昭和 54）年）」、「児童の権利に関する条約（1989（平成元）年）」、「障害者の権利に関する条約（2006（平成 18）年）」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。

その中でも「国際人権規約」は、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもので、日本は 1979（昭和 54）年に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約：国際人権 A 規約）」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約：国際人権 B 規約）」を批准しました。また、日本は個別の人権課題に関する諸条約も締結しており、それらに基づいた国内法や行政計画が整備されています。

教育に関しては、「人権教育のための国連 10 年※（1995（平成 7）年～2004（平成 16）年）」が採択され、2004（平成 16）年に「人権教育のための世界計画※」が採択されました。この世界計画においては、5 年ごとに段階（フェーズ）を区切り、世界的な枠組の中で人権教育の取組が推進されてきました。現在の第 4 段階（2020（令和 2）年～2024（令和 6）年）の行動計画では、「青少年」が重点対象として示されています。

さらに、2001（平成 13）年に策定された「ミレニアム開発目標（MDGs）※」の後継として、2015（平成 27）年に「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

SDGs は、世界共通の 17 の目標・169 のターゲットから成り、社会・経済・環境が調和した「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざしています。

堺市は 2018（平成 30）年 6 月に「SDGs 未来都市」に選定され、2021（令和 3）年 2 月には新たに全体をゼロベースで見直した「堺市 SDGs 未来都市計画（2021～2023）」を策定し、SDGs の達成に向けて「多様性と人権の尊重」を基本姿勢として取組を推進しています。



(2) 国内の動き

日本国憲法において、基本的人権は侵すことのできない永久の権利であり（第 11 条）、すべて国民は、法の下に平等であり、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により差別されない（第 14 条）と規定されているように、すべての人は等しく人権が保障される主体です。

しかし、現在も様々な人権課題が存在しており、それらを解決するため、各課題に対する法整備や施策が進められています。

人権意識の向上を図るための施策の推進については、国において、2000（平成 12）年施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画※」が 2002（平成 14）年に策定され（2011（平成 23）年一部変更）、国、地方公共団体それぞれの取組が進められています。

さらには、2016（平成 28）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が、また 2019（令和元）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されるなど、様々な人権に関する取組が進められています。

2 踏まえるべき課題

堺市は「第 2 期堺市人権施策推進計画」（2015（平成 27）年度～2021（令和 3）年度）に基づき、平和と人権を尊重する社会の実現に向けた様々な取組を推進してきました。しかしながら、今なお様々な人権課題が存在するほか、近年では、インターネットによる誹謗中傷の悪質化や新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害が発生するなど、社会情勢の変化に伴う新たな課題に対し、適切かつ迅速な取組が求められています。

また、市民への啓発については、現状では、講演会等集合型で実施していることが多く、開催場所や参加人数が限定されることなどを考えると、オンラインを活用するなど、新たな手法についても検討する必要があります。

このような現状を踏まえ、次の 3 点を重要課題とします。

(1) 重要課題

① インターネット上の差別・誹謗中傷

インターネット上で、他者への誹謗中傷や差別的な書き込みなど、人権に関わる問題が多数発生しています。また、インターネットを媒体にした犯罪に巻き込まれることもあります。

特に SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※の発達により、自分の意見を簡単に発信し、利用者同士のつながりが促進されるメリットがある反面、人権を侵害する情報であっても、世界中に拡散し、完全に削除することが極めて困難となり、被害者は将来にわたり永く苦しむことになります。

すべての人が「加害者」にも「被害者」にもならないために、インターネットを使用する際の情報モラル※やメディア・リテラシー※の向上が求められています。

② 新型コロナウイルス感染症に関連する偏見、差別、いじめ等の新たな課題

新型コロナウイルス感染症に対する不安や恐れから、感染者に対する誹謗中傷や SNS など

の心無い書き込み、医療従事者やその家族に対する不当な差別や偏見、いじめ等の事例も発生しています。

新型コロナウイルスの感染拡大は、正規雇用者と非正規雇用者との経済格差の拡大や、学校園の休業による教育格差の拡大につながると指摘されています。また、配偶者等からの暴力や子どもへの虐待など、旧来からあった課題の深刻化が懸念されています。

新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の習得のための啓発や、相談窓口体制の充実などにより、新たな課題にも迅速に対応する必要があります。

③ 啓発に関する課題

近年、社会情勢の変化に伴い、「インターネットを活用した情報発信」は目覚ましい発展、普及を遂げています。市民啓発の手法としても、ICT※化は今後重要となってきます。

しかしながら、ICT化は、不特定多数の市民等への伝達が可能な反面、デジタル・デバインド※の問題など、デメリットもあります。それらを勘案し、より効果的かつ効率的な事業手法の見直しが必要です。

(2) 第8回 人権に関する市民意識調査の結果

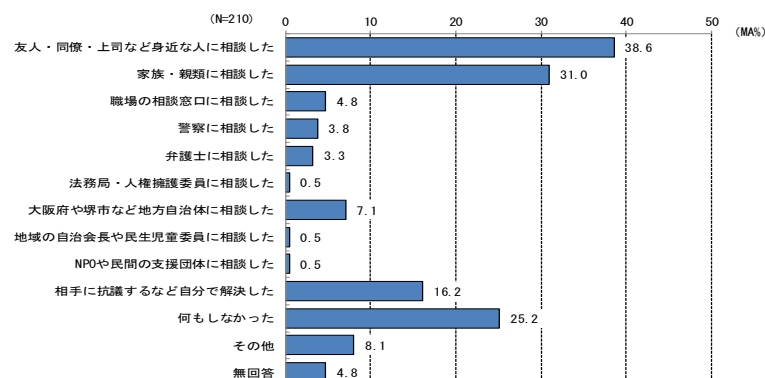
堺市では、概ね5年に一度、人権に関する市民意識調査を実施しています。

2020（令和2）年に実施した第8回人権に関する市民意識調査（以下「人権意識調査」と表記）の結果では、以下のようなことが分かりました。

人権に関する宣言、法律、条約やSDGsの認知度が低いことや、多様化する人権課題に関する学習機会の確保や啓発事業への参加促進などの人権教育における課題、また、多様かつ深刻な形で「生きづらさ」、「人権侵害」、「差別」を受けている人々がいると同時に、その救済の手立てが不十分であるという実態が明らかになりました。

例えば、「人権を侵害された場所・相手」の回答では、「職場など身近な場所」でハラスメントや不平等な扱い、体罰や虐待などを「家族・親類など身近な相手」から受けている人が多いことが分かりました。また、公的機関の人権相談窓口へ相談したと回答した人は少なく、広く市民が利用し問題解決につなげることができるよう、人権相談窓口の周知も課題となっています。

人権を侵害されたときの対応について



（堺市人権意識調査 2020（令和2）年度）

なお、5 年前に実施した前回の調査と比べ、人権問題に関わっての前向きな変化も得られました。例えば、不利益や差別を被っている人たちの存在に共感し、苦境についての訴えや権利の主張を注意深く聞こうとする意識の高まりが生じています。

こうした調査結果を踏まえ、また、新たな人権課題についての情報も収集し対応しながら、今後も継続して課題の解決に向けて取り組んでいきます。

人権意識調査の「人権に関する考え方」の質問について前回調査からの「賛成」「反対」の増減率（％）

項目	第 7 回調査		第 8 回調査		増減率	
	賛成 そう思う (どちらか といえばそ う思うを含 む)	反対 そう思わな い(どちら かといえ ばそう思わ ないを含む)	賛成 そう思う (どちらか といえばそ う思うを含 む)	反対 そう思わな い(どちら かといえ ばそう思わ ないを含む)		
					賛成	反対
差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要	40.6	55.8	55.1	39.6	+14.5	-16.2
差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある	54.6	42.5	38.7	57.6	-15.9	+15.1
学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべき	63.2	33.0	51.8	43.6	-11.4	+10.6
競争社会だから、能力による差別が生じるのはしかたがない	66.9	30.4	56.8	40.0	-10.1	+9.6
介護介助を受ける高齢者や障害者が自己主張するのはよくない	39.0	57.8	31.3	64.9	-8.5	+7.1
権利ばかり主張して、がまんすることのできない者が増えた	79.9	17.7	72.5	24.6	-7.4	+6.9
個人の権利より、地域のみんなの利益が優先されるべき	51.1	45.3	44.2	50.8	-6.9	+5.5

第三章 堺市がめざす人権が確立された社会

1 人権とは

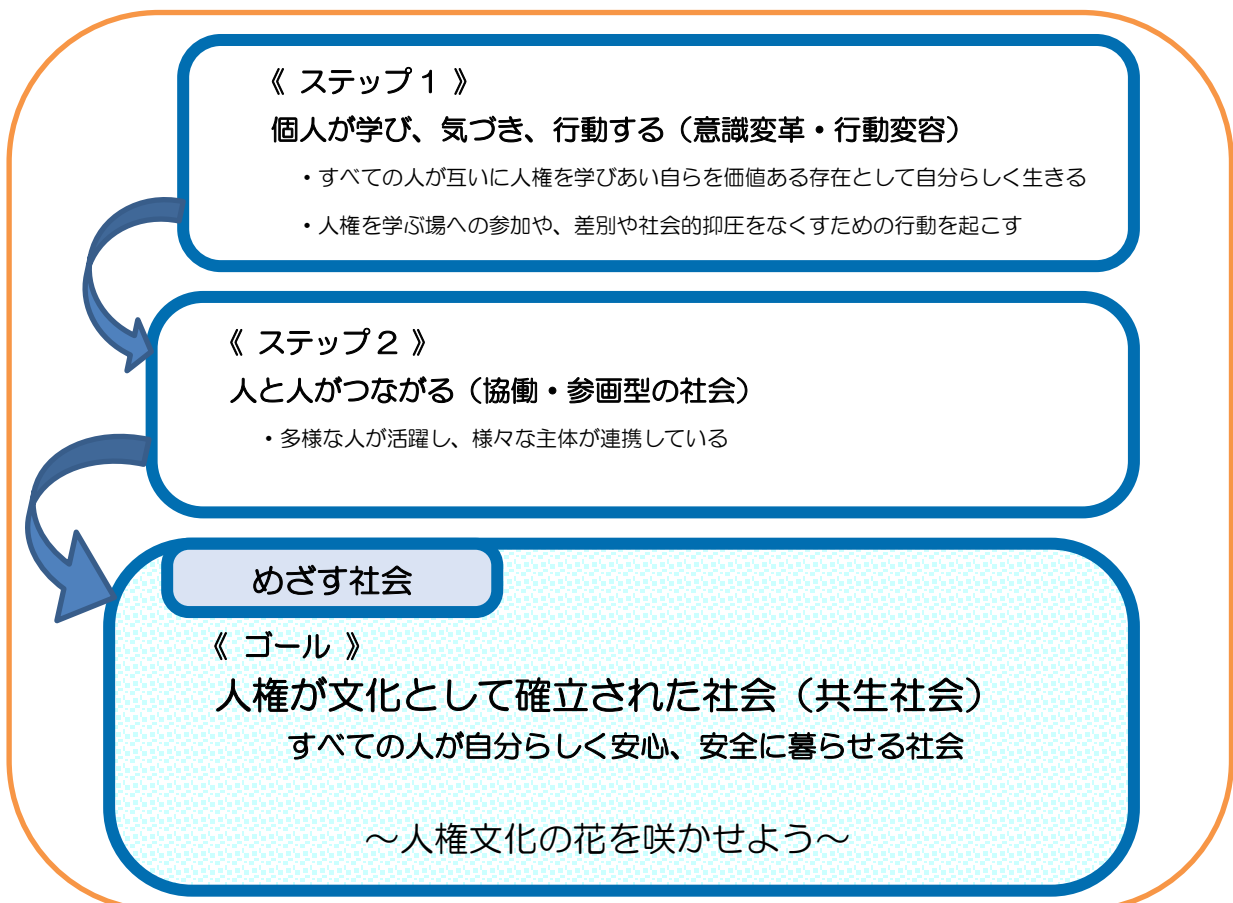
人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。しかし、今なお様々な人権課題が存在し、人権が守られていない多くの人がいます。例えば、「日常生活の場面で傷つけられる」、「不当な扱いを受ける」、「不安な思いで悩む」といった多くの人が経験している状況も「人権が守られていない」ということになります。すべての人は、人間として皆同じ権利を有しており、すべての人がかけがえのない存在であるということを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方などのちがいを認め合い、多様性を尊重することが必要です。

2 堺市がめざす社会

堺市では、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」に基づき、人種、信条、性別、文化などのちがいを認め合うことで、すべての人の人権が尊重される「人権が文化として確立された社会（共生社会）」の実現をめざしています。

多様性を認め合い、自分らしく安心、安全に暮らせることで「人権が文化として確立された社会（共生社会）」を実現し持続することができます。

本計画では、「個人レベルで学び、気づき、行動する《ステップ 1》」、「人と人がつながる《ステップ 2》」の段階を踏んで「人権が文化として確立された社会（共生社会）」を達成することとしています。



3 めざす社会へのステップ

(1) 《ステップ1》 個人が学び、気づき、行動する(意識変革・行動変容)

人権は英語で「ヒューマンライツ」といいます。権利を表す「ライツ」という言葉は、「当然の」、「当たり前の」という意味を含み、私たちの生活の中に常にあります。

まずは人権について学び、日常生活の様々な出来事が人権に結びついていることに気づき、人権意識が備わっていくことで、自らが主体的に行動していくことにつながっていきます。

① セルフエスティーム(自尊感情)とエンパワメント

自分という存在をありのまま肯定的に受け入れ、自らを価値あるものとして誇れる気持ちのことを「自尊感情(セルフエスティーム)」と言います。自尊感情が高ければ、自分も他者も肯定的に捉え、協調して困難を乗り越えることができます。

反対に、自尊感情が低いと、自分も他者も、大切な存在だと認識することが難しくなります。

結果として価値観の異なる人を排除するなど、人とのつながりがつくりにくくなります。

また、人は「他者から大切にされている」、「受け入れられている」という気持ちがあると、自尊感情が芽生え、ありのままの自分を肯定することができますが、それは人とのつながりの中で自らの可能性や能力などに気づくことでもあります。このように、他者との関係性の中で、本来もっている能力、行動力、自己決定力を発揮できるようになることをエンパワメント*といいます。

② 人権についての学び

人権は、人々の努力によって拡大されてきました。その学びは、学校園における教育活動のだけでなく、生涯にわたって継続することが重要です。

人は人権を学ぶことで自分自身が尊厳のある大切な存在であると実感できるようになります。

すべての人が、互いに人権を学びあい、自尊感情を高め、相互にエンパワメントを働きかけることで、差別や社会的抑圧をなくすための行動を起こすことができるようになります。

また、「日常生活」の中で、自分の周りの様々なちがいを受け止め、そのちがいを理由として差別される人権課題を学び、その課題をとり除くために行動することが大切です。

(2) 《ステップ2》 人と人がつながる(協働・参画型の社会)

人権について学び、気づき、主体的に行動していくと、次第に行動している人同士がつながり、相互に補完し合う集団をつくるできるようになります。それにより、多様な人が地域で活躍できる協働・参画社会の実現や、また、多様な人が活躍することでさらなるエンパワメントにつながります。

① 人と人とのつながり

人権が尊重される社会では、道路や建築物のバリアフリー化などハード面が整備されているだけでなく、すべての人が社会の一員として参画し、豊かさを享受できる協働・参画型であることが必要です。そのためには、「すべての人が共に社会をつくる主体である」という意識をもち、人と人がつながる社会のしくみをつくる必要があります。

② 市民など様々な主体との連携

協働・参画型の社会の実現には、個人同士がつながるだけでなく、行政や市民、企業、団体、教育機関など、様々な主体が連携することが大切です。それぞれが主体的に取り組み、相互につながることで、人権が文化として確立された社会へとつなげていくことができます。

(3) 《ゴール》 人権が文化として確立された社会(共生社会) ～人権文化の花を咲かせよう～

「人権文化」とは、人権を尊重することが日常生活の中に普及・定着し、お互いの存在や尊厳を認めることが「当然のことになっている社会」のあり方を言います。

人の行動変容※が促され、人と人がつながり、また様々な主体が取り組む協働・参画型の社会が広がることで、「人権文化」を根付かせることができます(《ステップ1》《ステップ2》)。

《ゴール》では、「人権が文化として確立された社会(共生社会)」の実現のために「多様性」「包摂性」「持続可能性」の3つの基本的視点を掲げます。

「すべての人が能力を最大限に発揮し自分らしく活躍できる」という多様性が尊重されていることと「誰ひとり取り残すことなく社会の構成員として活躍できる」という包摂性を備えていること、この2つの要素があることで、持続可能な「人権が文化として確立された社会(共生社会)」が実現できます。

① 多様性 (Diversity)

すべての人には、性別・性的指向※・年齢・障害の有無や種類・生まれ育った地域や環境・考え方などにちがひがあります。そして、すべての人には生まれながらに平等に人権を享受し、生きていく権利があります。個々の多様な生き方を認め合うことで、それぞれの個性と能力を発揮できる強さをもった社会の実現につながることができます。

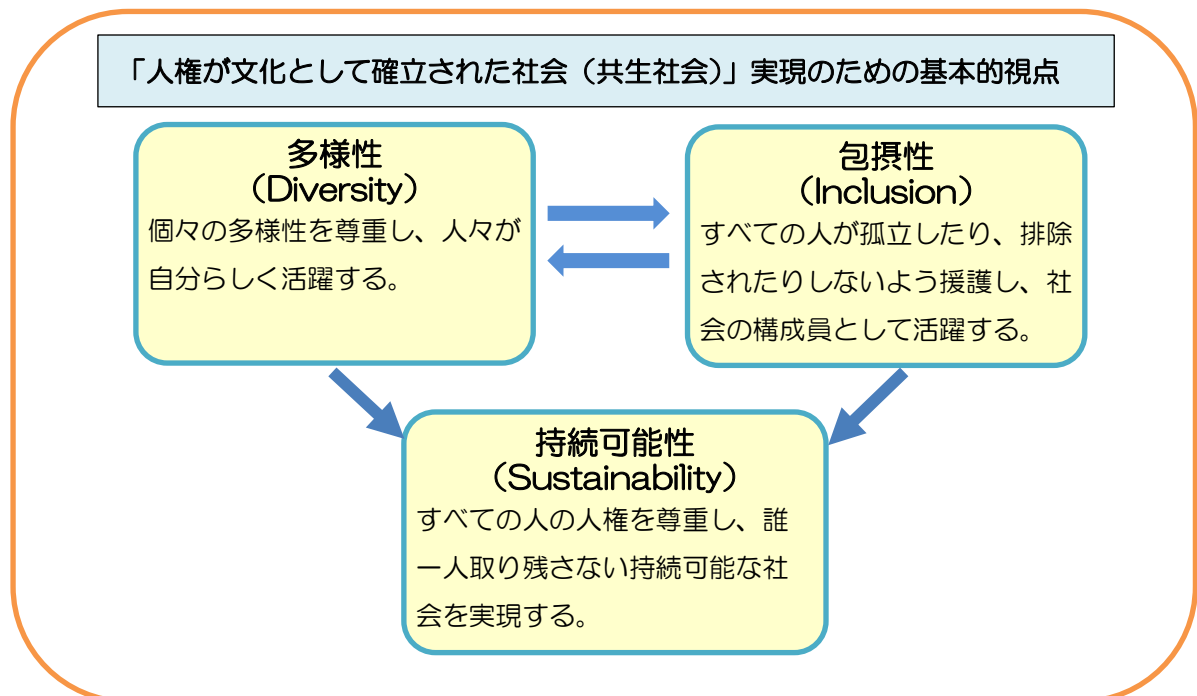
② 包摂性 (Inclusion)

すべての人が、排除されたり孤立することなく、かけがえのない社会の構成員として参画し、それぞれがもつ潜在的な能力を発揮できることが、包摂性のある誰一人取り残さない社会（ソーシャル・インクルージョン※）の実現につながります。

また、多様な人が、お互いにちがいを認め合い、自分らしく活躍できることは、弱い立場に置かれている人々がエンパワメントを実現できる社会にもつながります。

③ 持続可能性 (Sustainability)

持続可能性とは、SDGs で示されているように、限りある地球資源を、現在から将来にわたるすべての人が、公平に享受し、豊かに暮らせるよう、調和のとれた社会・経済・環境を構築することで実現されます。



第Ⅳ章 施策推進への基本の取組

本計画では、「人権が文化として確立された社会（共生社会）」の実現に向けて、人権課題を精査・把握し、「人権教育・人権啓発」「人権擁護・相談」「様々な人権問題への取組」「国際平和実現への貢献」の4つの取組を総合的に推進していきます。



1 人権教育・人権啓発

(1) 生涯学習としての人権教育・人権啓発の意義と必要性

すべての人の人権が尊重される共生社会を実現するためには、個々の人権意識の向上が不可欠であり、そのためには、「いつでも、どこでも、誰でも」学べる生涯学習としての人権教育・人権啓発は重要です。

人権教育では、私たちの人権が歴史上どのように獲得され、どのように保障されているかについて、人権に関する宣言や条約、法律、条例、制度などの知識を学ぶことで、人権についての理解を深め大切にする価値観を育てます。また、他者とともに学び合うことで、自分の人権や他者の人権も尊重するという意識・意欲や態度を向上させ、それらを実際の行動に結び付ける実践力や行動力を育成します。さらに、現在ある人権問題だけでなく、未来に向かってよりよい社会をつくるために何をすれば良いのかについても学び考えます。

このように、人権教育を通じて、より広い範囲の課題に関心を向け、人権とは何かを学ぶことにより、人権を普遍的な文化へと高めることができます。

【人権教育の必要性について】

「人権教育のための国連10年^{*}決議」には、「人権教育は単に情報提供にとどまらず、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他者の尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法及び手段を学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と定義しています。

「人権教育のための国連10年行動計画」及び国の「人権教育・啓発に関する基本計画」には、学校教育においてすべての人が人権について学ぶこと、社会教育の必要性、行政職員や教師など人権に関わりの深い職業に従事する人への研修の必要性を記載しています。

(2) 人権教育の推進

人権教育では、「すべての人の人権は保障されなければならない」、「差別をしてはならない」という考えを学ぶだけでなく、人権を自分の問題として考え行動につなげることが大切です。

堺市における施策・事業を進める際は、次の点に留意して実施します。

① 学ぶ場の提供

学校園では、すべての教育活動の中で人権教育を行っています。しかし、学校園以外では、生涯学習など意識的に人権教育を学ぶ場をつくる必要があります。

市民が広く学べるように講演会や各種イベントでの啓発活動や ICT※を活用した発信、多様な人が交流する場など、様々な形態の学ぶ場を提供します。

② リーダーの育成・グループによる学習

人権教育の場では、アドバイスや情報提供を行い、参加者に気づきを促し、学びを深めていく役割を担うリーダーが必要であり、そのリーダーを育成することが大切です。また、人権を自分の問題として考え行動することは、個人の大切な出発点ですが、個人でできることには限界があり、グループで理解を深めていくことが大切です。参加者がグループをつくり、意見や情報を出し合うことで、人権課題についてより理解を深めることができます。

人権教育の実施にあたっては、ワークショップ（参加体験型学習）の活用や、参加者が必要とする素材の開発・活用、またファシリテーション※技術の向上に取り組みます。

③ 情報の発信

人権教育を広げ、普遍化していくためには、人権に関する情報や啓発などの発信は大切です。広く市民に周知するために、デジタル・デバイド※に配慮しながら、ICT を活用した発信を取り入れるなど、効果的な発信に取り組みます。

④ 評価

人権教育の結果、個人の感じ方や行動が変化したことの評価は非常に難しく、また、「どのように変化すれば正解か」をあらかじめ決めることもできません。しかし、参加者数など数値で評価するだけでなく、人権意識調査やイベント時のアンケート調査など複数の評価手法を組み合わせながら、市民等の意識や社会の変化を確認できるよう取り組みます。

(3) 人権教育の実施者の役割

① 人権教育の対象

人権教育の対象は、すべての人であることは言うまでもありません。しかし、発達段階やその人の立場によって、教育の内容、手法、目標は異なります。

【市職員への人権教育の推進】

市政は市民生活と密接に関わっており、人権の問題は特定の部署のみが関わるものではなく、福祉、教育、医療、住宅、道路整備等すべての行政分野において、すべての市職員が人権の視点に立って行政を遂行する責任があります。市職員それぞれがその責務を十分理解し、市民の立場から施策・事業を展開できるよう、研修の一層の充実を図り、日常的に人権感覚に敏感な市職員を育成します。

② 人権教育の実施者と期待する役割

ア 家庭の役割

就学前の幼児期は、将来の人格形成に大きく影響する重要な時期です。この時期に人権への気づきが芽生えるように、幼児にもわかりやすい人権教育（保育）が重要です。生活や遊びの中で人権感覚が身につけられるよう、保護者の意識や知識を高める取組を進めます。

イ 学校園の役割

学校園では、人権教育の基礎を培い、それぞれの発達段階に応じて人権についての理念や知識を学び、問題のある場面で「おかしい」と思うことのできる感性を行動にうつせる教育が求められます。すべての教育活動を通じて人権教育を推進し、知識の理解や、幼児児童生徒の豊かな人権感覚の育成をめざした取組を進めます。

人権教育の取組については、多様な人権課題に対し体系的に進めます。また、教職員の研修の充実を図ります。

ウ 市民社会の役割

堺市では、市民主体で組織された堺市人権教育推進協議会をはじめとする各種人権等活動団体が活動を展開しています。また、地域で貢献活動をする個人や自治会をはじめとする地縁団体、NPO*・NGO*などは、それぞれの活動目的に沿った特色のある取組を行っています。

これらの主体は、教育、環境、福祉など、市民の日常生活に密接に関わる分野で人権課題解決に向けて取り組んでおり、人権尊重の大切さを広く発信することができます。堺市は、これらの人権課題に取り組む主体と連携して、人権教育に取り組みます。

【人権が尊重された地域社会】

人権が尊重された地域社会では、市民のすべてが社会に参加・参画することができる、すべての人のための社会であることが必要です。

堺市が様々な施策に人権の視点を反映させながら個別の人権課題に取り組み、人権の擁護に努め、市民の人権意識の向上を図っていくこと、また、地域社会において多様な主体が自主的に活動していくことが、活力ある、人権が尊重された地域社会へとつながります。

エ 企業の役割

企業は、社会を構成する一員として、生産活動や雇用を通じ、顧客・従業員・地域住民を含む利害関係者すべてに責任を負わなければならないとする考え方が確立しています。取り扱う商品やサービス、環境に関することにとどまらず、従業員の雇用や労働条件における差別をなくすなど、SDGs の積極的な取組を通じて人権に関わっていくことも、CSR（企業の社会的責任）*の実現にとって大切なこととなっています。また、日本では 2020（令和 2）年に、「ビジネスと人権*」についての行動計画」が策定され、人権を尊重する企業の取組が注目されています。

オ マス・メディアの役割

新聞、テレビなどマス・メディアを通じた情報発信は、広範囲にわたって多くの人に即時に情

報を伝達できるという特性をもっています。また、インターネットを組み合わせることで、さらに効果的に情報を伝えることができます。

こうした特性を生かし、普及・広報の面で、大きな役割を果たすことが期待できるため、活用していきます。

2 人権擁護・相談

堺市がめざす共生社会の実現のためには、人権教育と並び、人権侵害に対する実効的な救済を図ることが重要です。

堺市では、各種相談員を設置し、様々な相談事業を行っています。また、生活困窮者、児童、障害者、高齢者、女性などに対する人権侵害には、相談だけでなく具体的な支援を行うほか、虐待や暴力についての事案では、法律に基づく介入も行っています。

また、複雑・多様化する人権侵害の事案については、堺市の相談・支援事業だけでなく、堺市以外の民間団体を含む相談機関、警察など救済のための権限をもった機関、その他予防的措置をとることのできる機関が連携し、迅速かつ適正な救済をめざします。

さらに、個別の相談・救済事例の情報共有を図り、各相談機関のネットワークを強化することで、問題事案の深刻化の防止や、人権侵害の予防につなげ、よりよい人権擁護の相談体制の充実に努めます。

(1) 人権相談と救済

人権相談窓口では、相談内容に応じ、必要とする情報の提供など、すべての人権侵害に関する救済のための窓口となり、その道筋を示すことに取り組んでいきます。

① 人権相談窓口の設置

被害者の救済に関わる専門の相談機関が置かれている分野のみならず、すべての人権侵害を対象とする総合的な相談サービスを提供するためには、いつでも、どこでも、誰でもが、簡単に相談できる身近な人権相談の窓口が必要となります。

堺市では、この視点から人権担当部署の専用回線による人権相談ダイヤルをはじめ、各区役所及び人権ふれあいセンターに人権相談窓口を設置しています。

② 相談者のエンパワーメント

相談者（人権侵害の被害者）となった市民が自らの抱える問題を理解し、自らが問題解決に向けた答えを導き出せるようにすること、すなわち「相談者自身のエンパワーメント※」が人権相談の重要な目的と位置付けています。

③ 被害救済のためのソーシャルワーク

堺市では、貧困、虐待、DV※（ドメスティック・バイオレンス）、こころの健康、子どもの養育など様々な相談について専門職員を配置し、相談者の立場に寄り添い、自己決定と成長を促しながら被害救済と回復を図る役割を担っています。

被害救済のためのソーシャルワーク※では、生活保護の適用や、一時保護施設への措置といった

公的な制度だけでなく、地域住民の見守りなどの社会資源も活用しながら権利の回復を図ります。

その際にはアウトリーチ*を通じて、問題を抱える人を発見し、支援につなげていくことも重要となります。

また、自立に向けたエンパワーメントのための取組として、同じような背景をもつ当事者同士が、お互いの経験を共有するピアカウンセリング*で安堵感を得て、自尊感情や自立への意欲を高め合えるよう取り組んでいきます。

(2) 支援力の向上

相談担当者には、市職員をはじめ、民生委員・児童委員、人権擁護委員などがいます。市民が安心して相談できるためには、相談体制の充実とすべての相談担当者が様々な人権問題とその解決に関する専門知識を有することが必要です。さらには、傾聴することにより相談者が何に対して困っているのかを聞き出す「カウンセリング手法」や、個々の相談内容に的確に取り組むための「ケースワーク機能」が必要です。

適切な情報提供や研修を行うことで、相談担当者の知識や問題把握能力、相談援助技術などスキルの向上を図ります。また、相談担当者の精神的負担に対するケアを図ることや公的な関係機関、地域の社会資源等とのネットワークを構築することも、迅速な解決につながります。

さらに、人権相談窓口は、人権に関わる悩みや心配事など相談者の個人情報に関することから取り扱うことから、相談業務を通じた秘密の保持については、特に厳格に守っていきます。

(3) 施策・事業への反映

堺市が対応した人権侵害の事象・相談・救済の事例などについて、個人情報に配慮した上で、庁内外の各種関係会議や審議会で情報と課題を共有します。そして、問題を分析し、市民ニーズを把握することにより、堺市の施策・事業に反映させ、人権が尊重されるよりよい社会の構築のための効率的かつ効果的な取組につなげます。

3 様々な人権問題への取組

ここでは、人権の分野ごとに堺市のめざす方向性、現状と課題、取組を概説します。

人権課題は多岐にわたっており、分野毎に条約などにより国際的なガイドラインが示されています。それらのガイドラインに則り、国内では国と地方それぞれが法律や条例、または制度を整備し、人権に関する施策を推進しています。

しかし、人には、性、年齢、出身地、障害の有無や種類、考え方など様々なちがいがあり、さらにこれらのちがいが複合的に重なり合っています。

人権施策を推進する上で人々の多様性や感受性は重要であり、当事者との対話などを通してその状況を的確に把握することや、それぞれの人権課題に取り組む民間団体との連携が不可欠です。

(1) 様々な人権問題

① 同和問題(部落差別)

【方向性】

同和問題（部落差別）とは、歴史的に形成された様々な要因により、一部の人々が経済的、社

会的、文化的に虐げられ、現代社会においても一定の地域の出身あるいは居住していることなどを理由に、日常生活の中で排除、忌避、差別を受け、人間としての尊厳と権利の享受、自己実現を妨げられているという重大な人権問題です。

人権の尊重は、市民が安心、安全に暮らすことのできる社会の基礎であり、同和問題（部落差別）を人権問題という本質からとらえ、市民が主体的に解決に向け取り組む必要があります。

【現状と課題】

堺市では、国の「同和対策審議会答申（1965（昭和 40）年）」にある「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」という基本認識のもと、「同和対策事業特別措置法（1969（昭和 44）年施行）」に基づく特別対策を施行し、積極的に同和問題の解決に取り組んできました。

国の「地域改善対策協議会の意見具申（1996（平成 8）年）」では「特別対策の終了、すなわち一般施策への移行が、同和問題の早期解決をめざす取り組みの放棄を意味するものではない」と明記されており、特措法失効（2002（平成 14）年）後も一般施策を活用し、事業を行っています。

また、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が 2016（平成 28）年 12 月に施行されました。

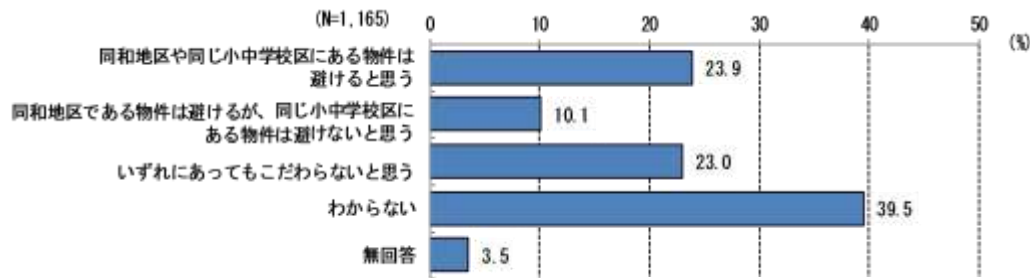
この法律は、すべての国民に基本的人権の享受を保障する日本国憲法の理念にのっとり、「現在もなお部落差別は存在する」こと、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的としています。しかし、現在もなお、身元調査やインターネットを使って、部落の所在地や部落出身者であることを暴露したり、差別を助長する書き込みをするなどの人権侵害も重要な課題となっています。

さらに人権意識調査では、自分の子どもが同和地区の人と結婚しようとした場合、「親として反対する人」は 18.8%（迷いながらも、結局は反対するを含む）、住宅を購入、賃貸する際に「同和地区にある物件を避けると思う人」は 34%を占めており、忌避意識がいまなお残っていると言えます。また、「学校で同和問題を学んだ」割合について、20 歳代以下が、他の年代に比べて低い割合となっていることから、今後も学習機会の確保、学ぶ機会の提供が重要となっています。



（堺市人権意識調査 2020（令和 2）年度）

同和地区や同和地区がある小中学校区で住宅を購入、賃貸することについて



(堺市人権意識調査 2020 (令和 2) 年度)

【堺市の取組】

堺市では、「部落差別解消推進法」や「堺市同和行政基本方針」のもと、市民を対象とした講演会などのイベント、堺市立人権ふれあいセンター内の舳松人権歴史館や堺市立平和と人権資料館での展示、市職員には、職場研修や人権主担者研修、教育現場では、人権研修や児童生徒への人権学習、PTA 等を対象とした啓発を行い、同和問題に対する理解促進を図っていきます。

また、インターネットのモニタリングを実施し、部落差別や人権侵害につながる恐れのある差別的な書き込みを調査し、法務局に対して削除要請を実施していきます。

さらに、人権ふれあいセンターや人権部での相談事業を行うほか、第三者による戸籍謄本や住民票の不正請求の抑止・早期発見のための事前登録制本人通知制度*の周知と登録者数の拡大を図っていきます。

その他、国や大阪府などと連携をとり、解決に向けた取組を推進していきます。

また、過去には「堺市同和对策事業総合計画*」に基づき、地域の生活環境の改善、社会福祉の充実や住環境の整備などに取り組んできましたが、住宅等の老朽化が進んでいる中で、住宅の建替えを契機に住民が自主的に地域のまちづくり協議会を設立し、人々の暮らしを大切にしたいよりよいまちづくりと地域の活性化のため、堺市と同協議会とが連携し取組を行っています。

【堺市立人権ふれあいセンター】

人権ふれあいセンターは、同和問題をはじめとする様々な人権問題を速やかに解決することを目指す、人権教育、人権啓発、市民交流事業、人権相談や生活相談などの各種相談事業を実施し、市民の福祉の向上を図ることを目的とした施設です。

② 女性の人権

【方向性】

堺市では、2002（平成 14）年 3 月に「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定しました。この条例の理念に基づき、男女の性別による役割にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、様々な分野に対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会の実現をめざしています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DV*の防止及び

被害者の保護・自立支援を推進し、暴力による支配関係のない社会の実現をめざします。

【現状と課題】

2019（令和元）年5月に「女性活躍推進法」が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化及びその履行確保などが追加されました。

一方、人権意識調査では、「女性の方が男性より育児や介護などに向いている」という項目で、「そう思う（どちらかといえばそう思うを含む）」と答えた人は42.6%、「そう思わない（どちらかといえばそう思わないを含む）」と答えた人は25.6%という結果が出ており、性別による役割分担の意識が根強く残っています。

雇用均等基本調査2019（令和元）年版によると、男性の育児休業の取得率は数年前と比べると上昇していますが、男女の取得割合では依然として圧倒的に女性が多い状況が続いています。

こうした傾向は、就労における雇用形態や医学部入試での女性に不利な合格基準設定、職場における妊娠・出産等を理由とした不利益扱い（マタニティ・ハラスメント※）など深刻な事象の原因となっていると考えられます。

さらに、配偶者等に対する暴力の問題は男女共同参画社会の実現を阻害する大きな課題です。内閣府の調査によると、DV相談件数はここ数年全国的にも高水準で推移しており、堺市においても増加傾向にあります。



（堺市人権意識調査 2020（令和2）年度）

【堺市の取組】

堺市では、2022（令和4）年3月に「第5期さかい男女共同参画プラン」を策定します。同プランは、DVが発生する根底にジェンダー※に基づく差別意識や男女の経済格差など社会構造による問題があり、男女共同参画社会の実現にとっても克服すべき課題であることから、「さかい男女共同参画プラン」と「DV防止基本計画」を統合するものです。

同プランに基づき、職場や学校、地域など様々な場において、ジェンダー平等、男女共同参画社会の実現に向けた施策推進に取り組んでいきます。

また、堺市配偶者暴力相談支援センターや各区役所女性相談窓口などでは、DV被害者からの相談を受け付けており、DV防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進していきます。

さらに、性暴力やセクシュアル・ハラスメントの防止を図り、女性や子どもをはじめ、すべての市民の安全・安心に向け、市民、関係団体と連携して、「セーフシティさかい」の取組を進めて

いきます。

【堺市立男女共同参画センター（コクリコさかい）】

コクリコさかいは、すべての人が、互いにその人権を尊重しつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、すべての分野において対等に参画できる、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とした施設です。

男女共同参画・女性活躍の促進に向けた講座や、市民の自己実現や地域社会のリーダーとして参画・活躍するための学習機会の提供を行い、また、女性相談を主としてDV、セクシュアル・ハラスメント、健康、医療、子育て、子どもの虐待、離婚問題など人権に関わる相談事業を行っています。

③ 性的指向や性自認を理由とした人権問題

【方向性】

性的指向や性自認※（SOGI※）で少数である人々（性的少数者※／LGBTQ※など）について、各自治体での取組やマス・メディアの報道等により、理解は少しずつ進んでいます。しかしながら、依然として偏見や差別などにより生きづらさを抱えている人々があり、この問題に対する理解の促進を図る必要があります。

性的指向や性自認は人それぞれちがっていても、その人にとっては大切なものです。

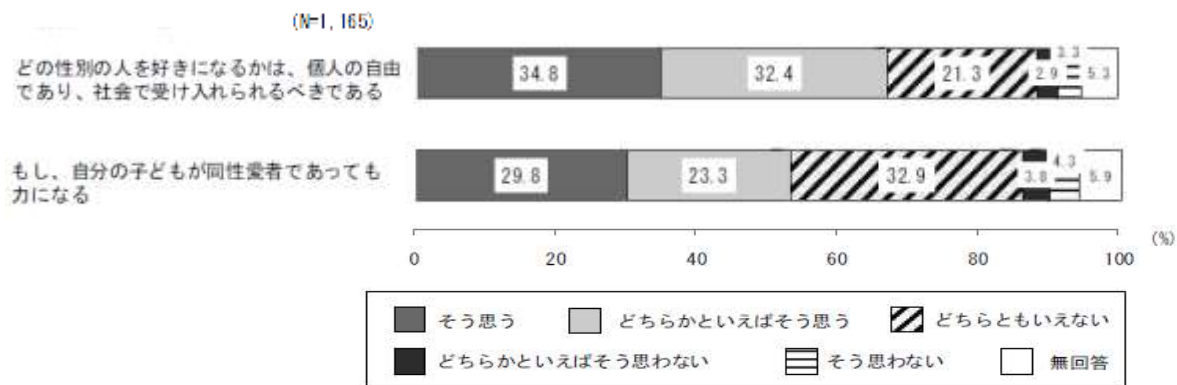
「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」の理念に則り、市民はもとより社会全体に性の多様性に関する正しい認識を広げ、当事者やその家族が差別や偏見を受けることなく、すべての人がその人らしさを尊重される社会の実現をめざします。

【現状と課題】

近年、国内で行われた調査によると、性的少数者は全人口の3～8%（参考：日本労働組合総連合会「LGBTに関する職場の意識調査」（2016（平成28）年）、厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート」（2019（令和元）年）とされています。

人権意識調査によると、「どの性別の人を好きになるかは、個人の自由であり、社会で受け入れられるべきである」という項目で「そう思う（どちらかといえばそう思うを含む）」と答えた人は67.2%、また、「もし、自分の子どもが同性愛者であっても力になる」という項目で「そう思う（どちらかといえばそう思うを含む）」と答えた人は53.1%と過半数が理解を示すと回答しています。また、パートナーシップ宣誓制度※を実施する自治体が徐々に増加しています。

しかし、日常生活のいろいろな場面で、偏見や差別により、生きづらさを感じている人がいます。自分が当事者であることを家族や周囲の人たちに言えない、または言いたくないなどの悩みを抱えていたり、さらにはアウティング※による人権侵害も重大な課題となっています。これらのことは、社会の中で少数とされる人々に対する差別として存在し、性の多様性に対する知識や理解不足が原因と考えられます。



(堺市人権意識調査 2020 (令和 2) 年度)

【堺市の取組】

堺市では、人権相談ダイヤルを開設し、性的指向や性自認に関する相談を実施しています。また、2019 (令和元) 年度からは「堺市パートナーシップ宣誓制度」を実施しており、今後も周知を図っていきます。

市職員へは、多様な性に関してより理解を深め、市民に対して適切に行動するため、「多様な性の理解促進に関する職員ガイドライン」を作成しています。

学校園では、子どもに対して性の多様性について学習する機会を確保し、理解促進を図ります。

市民への取組として、講演会や映画上映会、パネル展などを実施しており、今後も理解促進に向けた施策を推進していきます。

④ 子どもの人権

【方向性】

「児童の権利に関する宣言」(1959 (昭和 34) 年国連総会にて採択) では、「人類は児童に対して最善のものを与える義務を負うものである」と示されており、特別な保護や世話を必要としています。また、子どもは社会の一員として主体的に権利行使のできる存在でもあります。この宣言を踏まえた「児童の権利に関する条約」(日本は 1994 (平成 6) 年に批准) では、「子どもに関するすべての施策において子どもの最善の利益が考慮されなければならない」とされています。また、子どもには、「健やかに成長する権利 (生きる権利)」「すべての種類の差別や虐待、搾取から守られる権利 (守られる権利)」「教育を受ける権利 (育つ権利)」「自分に関係のある事柄について自由に意見を表すなど活動する権利 (参加する権利)」の 4 つの権利があります。

その他、子どもの参加する権利につながるものとして、2016 (平成 28) 年に「児童福祉法」が改正され、子どもが権利の主体であることが位置付けられました。その中で「児童の意見が尊重され、その最善の利益を優先して考慮することに努めなければならない」と子どもの意見表明権が明記され、保障するための子どもアドボカシー※の取組が必要になっています。

堺市でも、これらの権利が保障され、すべての子どもの人権が尊重される社会の実現をめざします。

【現状と課題】

急速な少子化や核家族化が進行し、子どもや子育て世帯を取り巻く生活環境が多様化することにより、地域におけるつながりの希薄化が指摘されています。

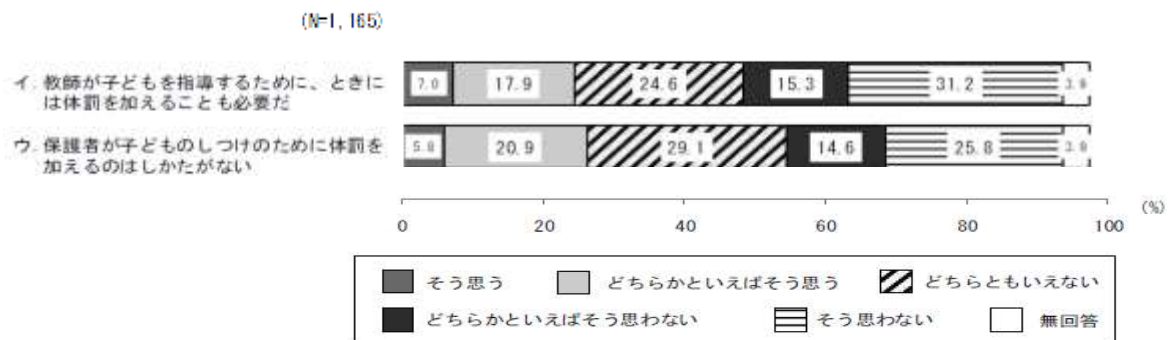
このような中、児童虐待、子どもの性被害、家庭の経済的格差による子どもの貧困、ヤングケアラー※などの問題が顕在化しています。

2019（令和元）年度の堺市子ども相談所における虐待相談対応件数は 2,367 件と、2015（平成 27）年度の第 2 期堺市人権施策推進計画策定時と比較すると、877 件の大幅な増加となっています。さらには、直接被害を受ける事案に加え、面前 DV などの心理的虐待が増加傾向にあります。

人権意識調査では、教師や保護者による体罰が必要であることについて、「そう思う（どちらかといえばそう思うを含む）」と答えた人が約 25%と、4 分の 1 の人が肯定していますが、虐待を解決するには、このような意識を変える啓発が必要です。

その他にも子どもを取り巻く環境については、インターネットが普及し、匿名性を悪用した誹謗中傷や、SNS※上でのいじめなど新たな問題を生んでおり、子どもの健全な成長や安全が脅かされる状況も生じています。

子どもの貧困問題については、2019（令和元）年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、より一層の環境整備を進めることが求められています。



（堺市人権意識調査 2020（令和 2）年度）

【堺市の取組】

堺市では、「地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え、保護者とともに成長を実感できるまちの実現」を基本理念の一つとする「堺市子ども・子育て総合プラン（第 2 期堺市子ども子育て支援事業計画）」を 2020（令和 2）年に策定し、妊娠・出産から乳幼児期・学齢期・青少年期に至る切れ目のない子ども・子育て支援施策を展開していきます。

いじめ問題については、「いじめ・暴力防止（CAP）プログラム※」などによる未然防止、「いじめアンケート調査」による早期発見に加え、電話・SNS 等を活用した相談体制を整備しています。また、「堺市いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめは重大な人権侵害である」、「すべての人が被害者にも加害者にもなりうる」との考え方を基本に、「いじめは未然防止・早期発見・早期解決が重要」との姿勢のもと、堺市、学校、家庭や地域、関係機関等との連携の強化を図っていきます。

児童虐待の防止については、虐待の重篤化を防ぐため、通告から安全確認に要する時間につい

て、国の努力目標である48時間より短い「24時間ルール」を掲げていきます。

子どもの貧困については、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会の実現をめざし、教育、生活、保護者の就労、経済面の支援を推進していきます。

また、様々な家庭環境にある子どもへ食事と居場所を提供する「子ども食堂」の活動のサポートを実施していきます。

さらに、2020（令和2）年に「堺市社会的養育推進計画」を策定し、子どもからの意見聴取や子どもの権利擁護を図ることなど、子どもの最善の利益の実現に向けた取組を推進していきます。

⑤ 障害者の人権

【方向性】

堺市では、2015（平成27）年に策定した「第4次堺市障害者長期計画」において、めざす共生社会の目標像として、「障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと生き活きと輝いて暮らせる社会の実現」を掲げています。その具体的な社会像とは、①「障害者がその生活・人生を尊重され、適切なサービス・支援を利用しながら、地域の中で自らの意思で自立生活を送ることができる社会」、②「障害者に対する正しい理解と認識、人権意識が社会全体に行きわたり、すべての人が主体性をもってあたりまえに生活できる社会、そうした地域を障害者、地域、行政が共につくる社会」、③「①・②が実現され、障害者が安心して、心豊かに、個性や能力を発揮し生きがいをもって輝いて暮らせる社会」です。

【現状と課題】

2006（平成18）年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」は、2014（平成26）年2月19日から日本でも効力が生じました。同条約の批准に向けて、国内で様々な法整備が行われ、2016（平成28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。同法においては、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮^{*}の提供を公的機関は法的義務とし、民間事業者は努力義務とされています（大阪府障がい者差別解消条例の改正により、2021（令和3）年4月1日から、民間事業者も合理的配慮の提供は法的義務化）。

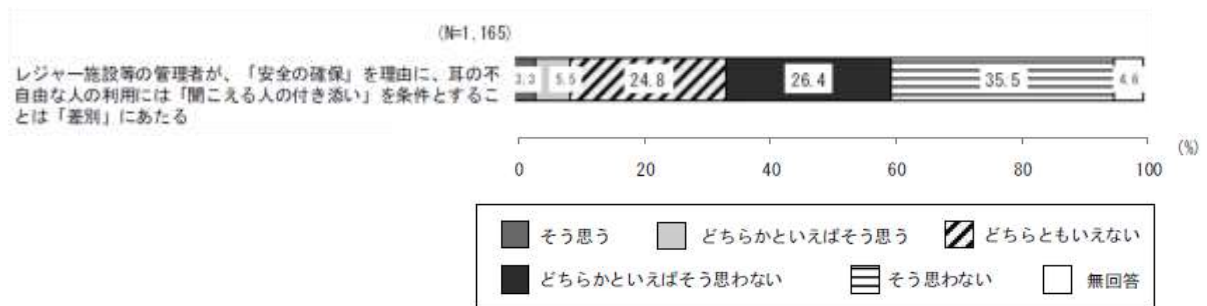
障害のある^{*}人が地域で生活するための支援は進んできましたが、依然として課題もあります。

人権意識調査によると、「レジャー施設等の管理者が、安全の確保を理由に、耳の不自由な人の利用には聞こえる人の付き添いを条件とすることは差別に当たる」という問いに、約60%が「そう思わない（どちらかといえばそう思わないを含む）」と回答しており、障害のある人が個人としてふさわしい生活が保障される権利の主体であるという認識よりも、障害のある人は保護すべき存在であるという旧来の認識が表れているものと考えられます。

また、堺市障害者等実態調査（2016（平成28）年度実施）では、「障害があることによる差別や嫌な思いをした経験がある」と回答した人は40%を超え、障害別にみると、「知的障害」を含む区分で「ある」の割合が高くなっています。

障害のある人が、住み慣れた地域で主体的に、共生、協働のもと生き活きと輝いて暮らせるためには、自らが意思表示や意思決定する自己決定権が尊重されることが重要です。また、すべて

の人が自由で平等に社会に参加、参画し、喜びや生きがいを感じながら生活のすべての場面で、お互いの人格を認め合う必要があります。



(堺市人権意識調査 2020 (令和 2) 年度)

【堺市の取組】

堺市では、障害に対する正しい理解と認識、すべての人の個性と人格を尊重する人権意識の向上を目的として、障害者週間（12月3日～9日）を中心に啓発活動を行っています。堺市健康福祉プラザでは、障害のある人の社会参加や地域生活を支援し、また、障害のある人もない人も交流を通じて相互理解が図れるよう各種事業を実施していきます。

教育については、障害の有無に関わらず、すべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」インクルーシブ教育システム※の構築に向けた取組の充実を進めており、学習指導要領（2017（平成29）年3月告示）に示された、ともに尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むための交流及び共同学習を行い、障害のある子どもが学ぶ環境の整備を推進します。

障害者虐待の防止については、2014（平成24）年10月に「障害者虐待防止法」が施行されたことを受け、「障害者虐待防止対応チーム」を設置し、障害者虐待の防止はもとより、24時間体制の通報受付、早期発見、迅速・的確な対応に取り組んでいきます。

さらに、堺市権利擁護サポートセンターでは、高齢者や障害者等の判断能力が十分でない人の権利擁護の拠点として、財産管理に関する法律的な相談、成年後見制度などの相談・支援を行うほか、市民後見人の養成・支援を行うなど、権利擁護に関する取組を関係機関等と連携して実施していきます。

⑥ 高齢者の人権

【方向性】

堺市の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は28.2%（2020（令和2）年9月末現在）で上昇を続けており、高齢化が進んでいます。また、2025（令和7）年に団塊の世代がすべて75歳を超え、社会保障などのしくみをどのように維持し、高齢者の生活を支えていくかが大きな課題となっています（2025年問題）。

このような超高齢社会を見据え、高齢者が健やかに毎日を過ごし、何らかの支援が必要になったときも自分らしさを大切に、住み慣れた地域で支え合い、安心して心豊かに暮らし続けることができる社会をめざしています。特に、2011（平成23）年6月の介護保険法改正及び2014（平成26）年6月の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（地域医療・介護総合確保推進法）」の施行により「地域包括ケアシステム※」

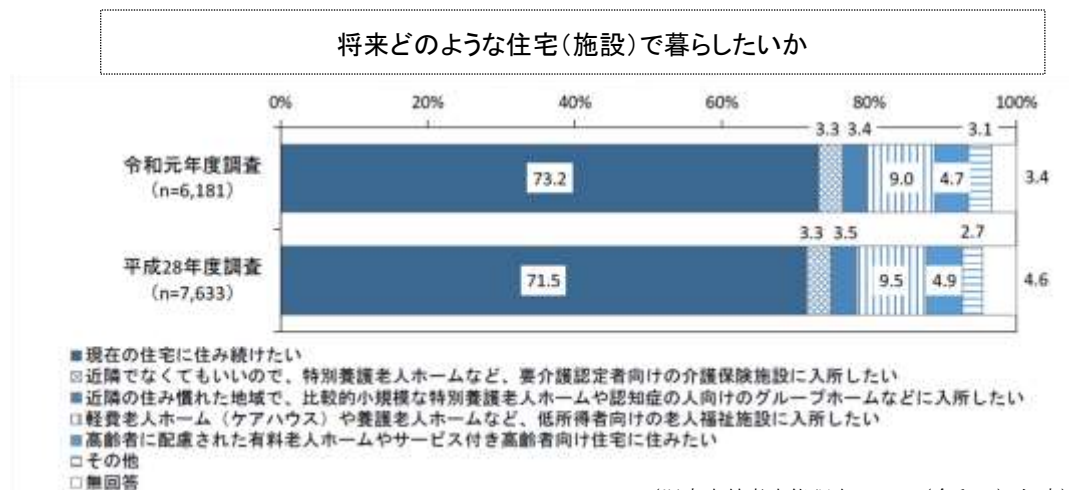
の実現に向け、市町村の役割がさらに重要となってきています。堺市でも医療、介護、予防、生活支援及び住まいの5つのサービスを一体的に切れめなく提供し、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、自らの意思に基づき自立した質の高い生活を継続できるよう施策・事業を進めていきます。

【現状と課題】

高齢化が進むなか、要介護者や一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が増加しています。これらを背景に、地域社会での孤立、高齢者への身体的・心理的虐待、家族等による無断の財産処分（経済的虐待）、消費者被害や詐欺被害などが発生しています。

また「介護離職※」や「老老介護※」、「ダブルケア※」、「ヤングケアラー※」など、介護者の過重負担が高齢社会の問題となっています。

堺市高齢者等実態調査（2019（令和元）年度）によると、「現在の住宅に住み続けたい」と答えた人は73.2%に上ります。世帯で見ると、独居、夫婦のみの世帯が増えており、地域における見守りや生活支援などの一層の充実が必要であると考えられます。



（堺市高齢者実態調査 2019（令和元）年度）

【堺市の取組】

堺市では、2018（平成30）年に「堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例」を施行し、これに基づき、地域包括ケアシステムの推進を効果的に実施するための総合的な計画として「よりそい安心ほっとプラン」を策定しました。この計画に基づき、介護が必要になっても住み慣れた地域で自己実現を図りながら生活できるよう、「地域包括ケアシステム」の推進に向け、地域包括支援センターを中心にして、関係専門機関や地域のボランティア組織、行政機関とのネットワークの構築を進めていきます。

また、堺市権利擁護サポートセンターでは、判断能力が十分でない人の権利擁護・財産管理や成年後見制度の相談・利用支援を実施していきます。

⑦ 外国人・外国にルーツのある人の人権

【方向性】

日本国憲法では、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本

に在留する外国人についても等しく基本的人権を保障しています。

堺市では、「堺市国際化方針」を策定し、多様性を認め合い、すべての人が地域社会の一員として活躍できる都市の実現に向け、外国籍住民との「つながり」「支え合い」を構築し、多様な価値観を認め、ともに歩むことのできる多文化共生社会をめざします。

【現状と課題】

堺市の外国籍住民は近年増加しており、ベトナムをはじめとするニューカマー※が増加しています。しかし、日本と海外の文化、習慣、価値観など、互いの理解が不十分であることから、就労における差別や入居差別等の事例も見られます。グローバル化が急速に進む中、お互いのちがいを認め合うことが改めて求められています。

日本には外国にルーツのある人が様々な理由で暮らしています。朝鮮半島・台湾からの渡日者は、その多くが日本統治時代に日本人として渡日し、終戦後も日本で暮らし、その子孫も日本で生まれ育っています。しかし、1952（昭和27）年のサンフランシスコ講和条約※の発効に伴い、日本国籍を喪失したという歴史的背景があります。

その他、日系ブラジル人など戦後日本に来て永住者や定住者となっている人々や、留学や就業のため日本に住んでいる人々など、その背景は様々です。

外国籍住民への誤解や偏見、差別、不利益が生まれる背景には、外国籍住民との交流が乏しいことや、あるいは交流があるものの、依然として文化・民族的背景、歴史への理解不足があります。また、外国籍住民の中には、言語の問題から行政サービスの利用や情報の獲得が困難な場合が多いと考えられます。

人権意識調査によると、「（外国人に対して）家主が部屋を貸すのを拒否しても、家主の自由だと思う」に約45%の人が「そう思う（どちらかといえばそう思うを含む）」と答えており、外国人の権利の制限につながる意識が存在していると考えられます。

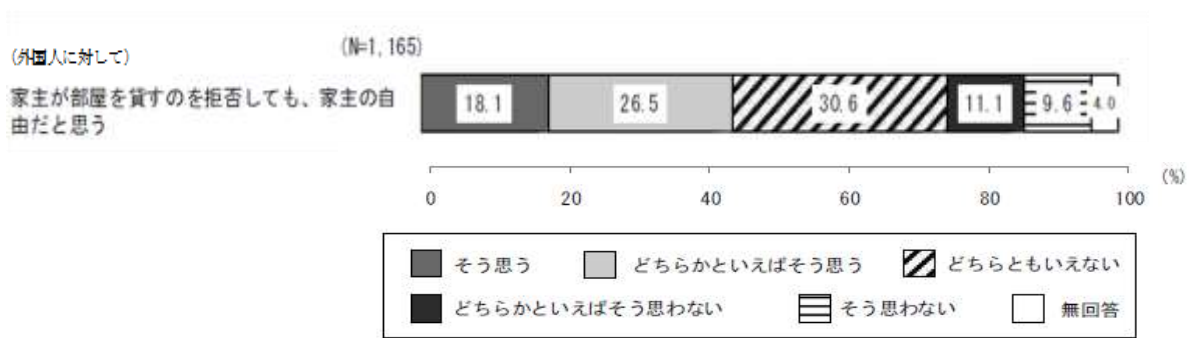
また、民族や国籍がちがうというだけで、インターネット上には、偏見や誹謗中傷をはじめとする差別的な書き込みが存在し、多くの人が閲覧可能な状態となっています。

特にヘイトスピーチ※は、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動です。インターネット上や公の場での攻撃的・差別的言動は、対象とされた人の尊厳を傷つけるだけでなく、それを見聞きした人に不安感や嫌悪感を与える一方、社会を分断するような差別意識を生じさせる可能性があります。

堺市の国籍・地域別人口（2021（令和3）年4月末現在） 堺市住民基本台帳より

（総数 15,486 人）

国籍・地域	中国	韓国及び朝鮮	ベトナム	フィリピン	ブラジル	ペルー	タイ	米国	インドネシア	英国	オーストラリア	カナダ	その他
人口	4,920	3,862	3,462	927	325	241	191	155	150	57	28	22	1,146



【堺市の取組】

日本以外の国や地域にルーツのある人を含め、すべての人が社会の一員として参画し、豊かに暮らせる多文化共生社会を実現するためには、それぞれのルーツを尊重し、ちがいを認め合いながら、お互いを理解する必要があります。

堺市では、外国籍住民への日本語学習支援や多言語（やさしい日本語を含む）での情報提供の充実、日本語を母語としない外国人へのボランティア通訳の派遣、生活相談などの生活支援を実施していきます。

外国にルーツのある子どもたちへは、継承語や継承文化に触れることにより、自尊感情を高め、自己のアイデンティティを確立することができるよう、関係機関と連携し、各種交流事業の実施や優れた教育実践の発信等、在日外国人・国際理解教育を行っていきます。

また、「ちがいを豊かさに」という視点から、日本に暮らす外国人との交流や歴史、文化にふれることにより、多民族・多文化共生意識の醸成、市民の国際理解の増進を図っていきます。

さらに、2016（平成 28）年 6 月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的な言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（「ヘイトスピーチ解消法」）では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は「許されない」ことを宣言しています。この法律の趣旨を十分に踏まえ、今後も引き続き、多様性への理解促進を図り、多文化共生社会の実現をめざしていきます。

⑧ 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題

【方向性】

新型コロナウイルスの感染者や医療従事者などに対する不当な差別や偏見、いじめ、誹謗中傷はあってはならないことです。感染症に対して不安になり、不確かな情報や思い込みから人を傷つけてしまうこともあるかもしれません。このような不安な状態が続くときこそ、それぞれが偏見にとらわれず、正しい情報に基づき、判断し行動できるよう啓発に努めます。

【現状と課題】

人権意識調査によると、関心のある人権問題として「新型コロナウイルスに関する人権問題」が 61.5%と高い値を示しています。

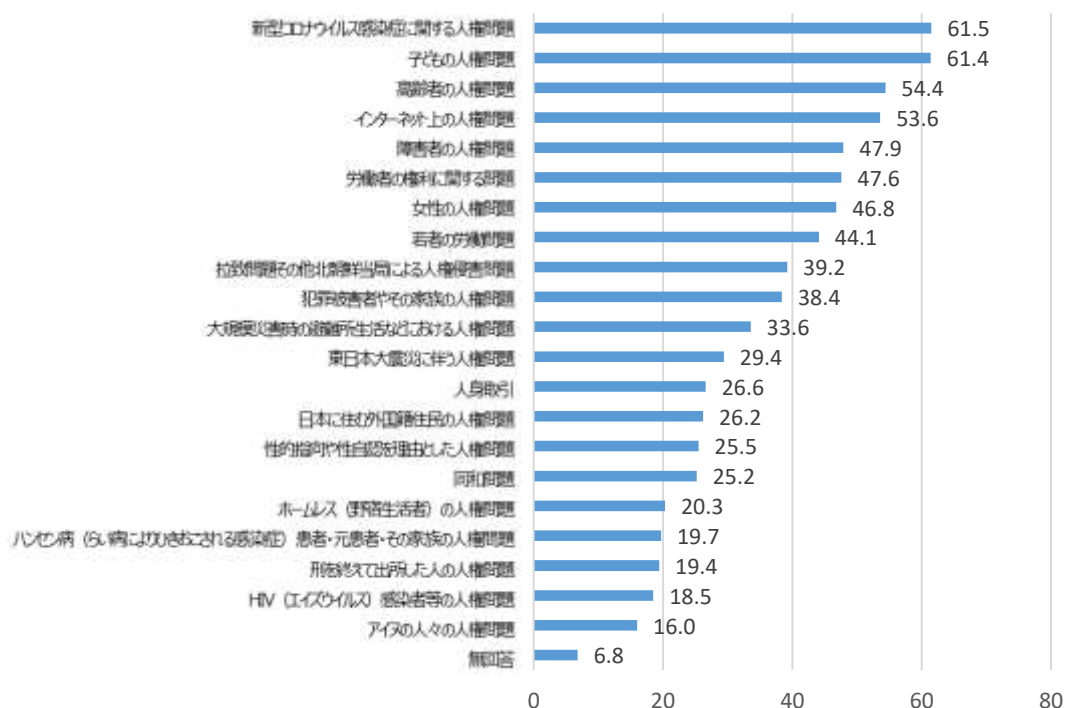
また、「日常生活において、医療従事者との接触は避けたい」に「そう思う（どちらかといえばそう思うを含む）」は 5.4%、「一度感染した人やその家族とは、たとえ回復しても付き合いたく

ない」に「そう思う（どちらかといえばそう思うを含む）」は 2.9%と極めて少なく、多くの人が「そう思わない（どちらかといえばそう思わないを含む）」という回答をしています。

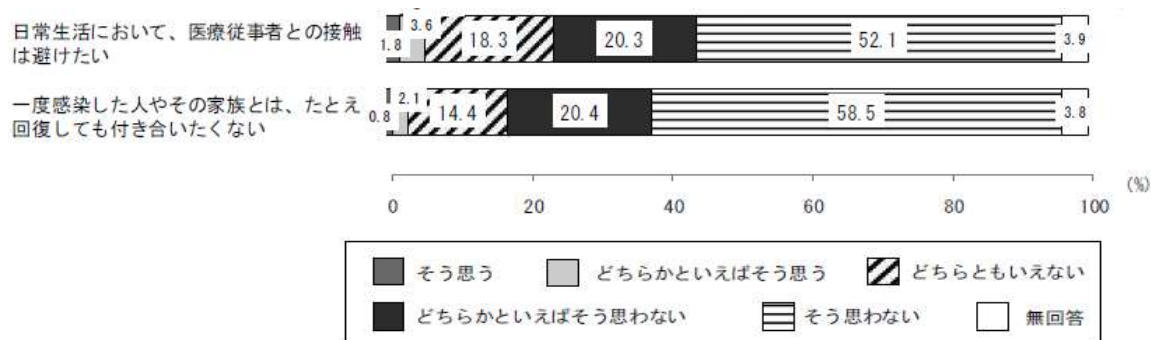
しかし、感染者、医療従事者やその家族などへの心ない言動や、根拠のない情報に基づく差別・偏見は現に存在します。さらに、マスクを着用することが難しい人やワクチン接種をしていない人に対する排除などの課題もあります。

また、外出自粛や生活不安からのストレス等により、DV や虐待、自殺などへの影響が懸念されることから、相談窓口の周知や相談体制の強化が重要となります。

関心のある人権問題について(複数回答)



(堺市人権意識調査 2020 (令和 2) 年度)



(堺市人権意識調査 2020 (令和 2) 年度)

【堺市の取組】

新型コロナウイルス感染症に関する人権問題については、ホームページやポスター、アニメ動画を作成し配信するなどの啓発を実施しています。

社会情勢や生活環境の変化に伴い、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題のように、今後も新たな形態の人権課題が生じてくる可能性があります。その都度人権尊重の理念に立ち返り、すべての人の人権が尊重される社会を実現するための施策を推進していきます。

⑨ その他の人権問題

【方向性】

ここまでに記載してきた個別の人権課題のほかにも、様々な人権課題が存在しています。

社会は常に変化しており、今後新たな人権課題が生じることも考えられます。

それぞれの人権課題には、必ず当事者が存在しており、当事者やその身近な人にとっては深刻な問題となっています。

堺市では、これらの新たに生じた人権課題に対しても、教育及び啓発の対象として、取り組んでいきます。

【現状と課題】

社会にはエイズ患者や HIV 感染者※、ハンセン病※元患者やその家族の人権問題、刑を終えて出所した人の人権問題、先住民族であるアイヌの人々の人権問題、犯罪被害者やその家族の人権問題、ホームレス（野宿生活者）の人権問題、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題、人身取引などの問題が根強く残っています。

さらに、自殺は深刻な社会問題となっています。自殺対策白書 2020（令和 2）年度版によると、10 代で増加傾向にあり、15～39 歳の死因としては最多となるなど、問題が深刻化しています。

また近年では、東日本大震災に伴う人権侵害※や災害時の避難所での人権問題※、労働者の権利に関する問題※などが新たな人権課題として存在しています。

こうした差別が起こる原因には、主として差別する者の知識・理解不足が考えられ、差別の背景には格差や社会的な立場の差、差別する側がもつ不安感などがあることも多く、それがその時々々の社会状況の変化に応じて、様々な人権課題の形で表れているとも考えられます。

【堺市の取組】

エイズ患者に対する差別の問題に対しては、エイズ予防週間事業を実施しており、12 月 1 日を中心とした同週間中に、エイズに関する正しい知識の普及、感染の予防、偏見・差別の解消を図る取組を進めています。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12 月 10 日～16 日）には、北朝鮮による拉致問題について市民の関心と認識を深めることを目的としてパネル展示や懸垂幕の掲出を行います。

また、教育委員会と連携し、取組の充実を図ります。

自殺に対しては、2016（平成 28）年度に「堺市自殺対策推進計画（第 2 次）」を策定し、自殺問題に関する理解の促進や、自殺予防を目的とした教育などの対策、身近な相談役である「ゲートキーパー※」の養成など支援体制の強化を図っていきます。

その他にも、それぞれの課題について、担当部署と連携を図りながら、相談や支援を行います。

なお、啓発には、多くの人に関心に向け、正しい知識と理解を深められるよう、人権週間や人

権啓発関連事業やホームページなどの有効活用を図っていきます。

(2) インターネット上の人権侵害

【方向性】

インターネットの普及により、SNS※などを利用したコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、これらを悪用した行為が増えており、他者への誹謗中傷、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込み、いじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。

対面ではないコミュニケーションには、特に人権に配慮した情報の取扱いが求められます。

堺市では、インターネットを利用する人がお互いの人権を尊重する情報モラル※やメディア・リテラシー※の向上につながる施策・事業を進めています。

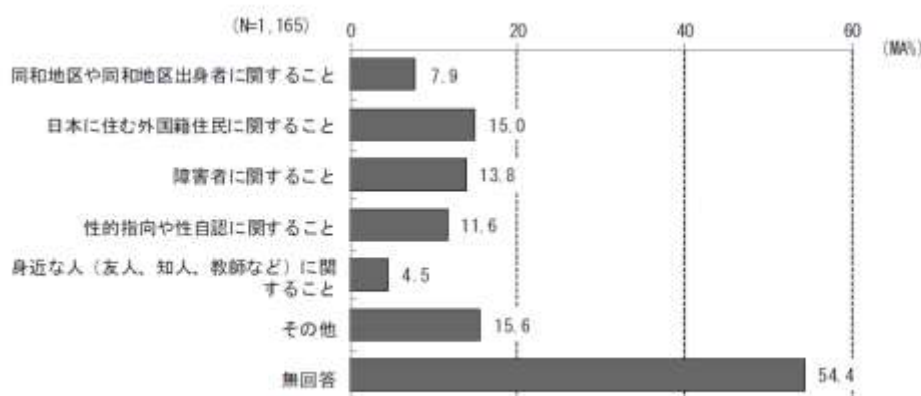
【現状と課題】

インターネットにおける不特定多数の利用者に向けた情報発信や、SNS などにおけるコミュニケーションが活発になった一方、人権侵害の発生や被害が拡散されやすくなっています。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ※）や、様々な人権課題に関して差別を助長するような内容の書き込みがあります。

人権意識調査によると、インターネット上で見たことがある誹謗中傷や差別を助長・誘発する書き込みでは、以下の項目について見たことがあるとの回答がありました。

インターネット上で見たことがある誹謗中傷や差別を助長・誘発する書き込みについて（複数回答）



（堺市人権意識調査 2020（令和 2）年度）

また、児童ポルノなどは、その画像がいったんインターネット上に流出すれば、画像のコピーが拡がり、削除することが極めて困難となり、被害を受けた人は将来にわたって永く苦しみ、重大な人権侵害を受けることになります。

さらに、インターネット上の有害情報に起因した犯罪やトラブルに巻き込まれる被害も発生しています。

サイバー空間には、「対面でなく文字や記号だけのやりとりのため、発言が過激になりやすい」、「匿名性の高さから無責任な行動が生まれやすい」、「一度掲載された情報は完全に削除すること

が難しい」といった特性があります。そのため、人権侵害が生じやすい一方、被害者の権利回復が非常に困難となっています。

【堺市の取組】

スマートフォンを所持する子どもの低年齢化が進み、小学生や中学生のスマートフォンの利用率が上昇する中、学校ではインターネットの利点や危険性、個人情報の適切な取扱いや個人のプライバシーを守ることの重要性、情報の収集・発信における責任やモラルなどについて、正しい理解と認識を広げるための取組を推進していきます。また、「ネットいじめ」が問題となっており、ネットに関するいじめやトラブルなどの未然防止、また加害者にも被害者にもしないため、操作方法や情報モラル、メディア・リテラシーの向上を図る取組を行っています。

4 国際平和実現への貢献

(1) 平和と人権のとらえかた

今日、平和とは、戦争や紛争のない状態にとどまらず、人が本来享受すべき基本的な権利や自由を実現することが妨げられない状態をさすと考えられています。このことから、すべての人が人権を享受できる状態こそが平和な社会と言えます。

しかし現実には、戦争や紛争、内戦、テロだけでなく、貧困や飢餓、差別など、様々なかたちで、人権を侵害するものが存在しています。

平和と人権は深く関わっており、平和を維持していくことが、人権を尊重することにつながっています。グローバル化が進展する現在、堺市は、国際社会の一員として、環境、貧困などの地球規模の課題の解決に向けて、すべての人が尊厳ある生命を全うできる平和な社会をめざします。

(2) 平和社会実現の取組

平和な社会を脅かす人権侵害は、戦争や紛争に限らず、例えば環境の問題も深く関わっています。地球温暖化による気候変動は、生態系の変化や自然災害、感染症の拡大などを引き起こし、人々の生命や身体に脅威を及ぼしています。その影響を最も深刻に受けるのは貧困状態にある地域であり、開発の恩恵を受ける地域との格差が問題になっています（堺市では、脱炭素社会の実現をめざし、「ゼロカーボンシティ※」を表明しており、国際社会の一員として、地球温暖化問題の解決に取り組み、平和な社会の実現をめざしています）。

平和な社会を実現するためには、これらの危機的状況が、私たちの生活と地続きに影響しあっている世界規模での人権侵害であると認識し、日常の行動に生かしていくことが大切です。

(3) 国際平和実現への貢献を図る施策

国際平和の実現のためには、国レベルでの取組に加え、地方公共団体や企業、市民など様々な主体がそれぞれの立場でできることに取り組んでいくことが重要です。

堺市で暮らす、すべての人の生活も、同じ地球で暮らす世界の人々の生活とつながっています。

例えば、堺市民は国外で生産された様々なものを消費しており、大気や海洋などの自然環境は国境を越えて存在しています。また、堺市内に暮らす人や堺市を訪れる人の中には、外国で生まれ育った人も数多くいます。堺市民個人として、日常生活の中でそうした世界とのつながりを意

識し、身近なところにいる人々と良好な関係を築くことも、国際平和の実現に貢献していると言えます。

堺市では、平和な社会の実現に向けた取組や、国際平和に貢献しようとする個人・団体への協力を行うなど、国際貢献を行うための取組を行っています。

① 非核平和都市宣言

1983（昭和 58）年、堺市議会は非核平和都市宣言に関する決議を行いました。堺市は非核平和都市として核兵器の廃絶をめざし、市内の各所に「人権擁護宣言都市」とともに「非核平和宣言都市」と表示した啓発標語塔を設置して啓発に努めています。

② 海外姉妹・友好都市、文化・青少年交流を通じた平和促進

海外姉妹・友好都市（姉妹都市 2 都市 [バークレー市、ウェリントン市]、友好都市 2 都市 [連雲港市、ダナン市]）との青少年相互交流などを実施しているほか、文化・芸術交流等を通じて国際理解を進める中で、平和促進にも取り組んでいます。

③ 自由都市・堺 平和貢献賞

2007（平成 19）年に堺市国際平和人権基金を設置し、国際的な平和貢献活動を行った個人や団体を表彰する「自由都市・堺 平和貢献賞」を創設しました。この賞を通じて、平和と人権尊重の重要性を国内外に発信し、また、市民をはじめ多くの人に国際平和貢献や協力活動に対する理解や認識を深めていただくよう、地方公共団体として世界平和の実現に向けて貢献していきます。

④ 市民・市民団体との協働

堺市では堺大空襲を体験した人が、「ピースメッセンジャー（堺大空襲 語り部登録ボランティア）」として自身の体験談などを語り、戦争の悲惨さなどを後世に受け継ぐ活動を行っています。

また、国際貢献活動を通して平和を促進する事業として、高い国際感覚と人権意識をもった青年を育成するために設立され、国内外で青年が主体的に活動を行っている「インターユース堺（IYS）」や、世界人権宣言※の精神を実現するための諸活動に取り組む「世界人権宣言促進堺連絡会」に協力していきます。

【平和と人権資料館（フェニックス・ミュージアム）】

堺市の「人権擁護都市宣言」、「非核平和都市宣言」決議の趣旨を生かし、戦争の悲惨さ、平和の尊さ、そしてお互いの人権や地球環境を守ることの大切さを訴え、次世代に伝えることを目的とした施設です。

第Ⅴ章 計画の推進

1 推進体制

(1) 庁内の推進体制

堺市は、人権施策を総合的かつ積極的に推進するため、庁内の横断的組織として「堺市人権施策推進本部」を設置しています。教育委員会においては、「教育部会」を設置し、学校教育・社会教育など人権教育に係る施策を積極的に推進しています。

また、個々の具体的な施策・事業については、「堺市人権施策推進本部常任幹事会」において、人権の視点で実施状況を確認し全庁的に連携を図ります。

さらに、庁内での議論を、平和や人権に関する各分野の有識者等で構成された「堺市人権施策推進審議会」へ報告するなど、庁内外で情報共有を図ります。

(2) 市民や様々な主体との連携

各種市民団体等の様々な主体とも連携を深め、人権施策が市民の主体的な取組へと広がるよう働きかけます。

(3) 国・大阪府及び指定都市との連携

人権課題の早期解決のため、国をはじめ大阪府や指定都市との連携を図り、情報共有を図っていきます。

また、インターネット上の人権侵害に関する法整備等について、連携して要望していきます。

(4) 国際的な連携

人権に関する国際的な動きを注視しながら、必要に応じて、国連機関をはじめ世界の都市や国内外のNPO※、NGO※などとの情報共有や連携を行い、グローバルな視点を持った人権施策の推進を図ります。

2 管理体制(PDCA サイクルによる適切な進捗管理)

「人権が文化として確立された社会」の実現のために、この計画に基づいて各部署で実施する人権教育・啓発に関する施策の実施状況を人権担当部署で取りまとめ、進捗管理を行います。また、人権意識調査から得られた結果を踏まえ、各部署と連携しながら、効果的な人権施策を推進していきます。

また、次期計画においては、これら成果や課題を踏まえて策定します。

3 堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例の推進

すべての人間が固有の尊厳を有し、かつ、基本的人権を尊重されるべきであることは、人類普遍の原理であり、世界人権宣言※及び日本国憲法の理念とするところです。

堺市では、2006（平成 18）年 4 月の政令指定都市移行を契機に、国際平和の実現と維持及び人権課題の解決のため、地球規模の視野をもって行動し、世界に向かって平和と人権尊重の大切さを発信する都市の実現をめざした「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」を 2007（平

成 19) 年に施行しました。

この条例の理念に基づき、国際平和や人権尊重の大切さを発信し、地方公共団体として国際平和貢献の取組を積極的に推進します。

そして、これらの取組を通じて、身近な市民の行動や活動が世界の平和や人権侵害を解消することにもつながるとの認識を広め、市民それぞれが国際社会の一員として積極的に平和や人権などの課題に関心をもって行動することを促進します。

用語集(50 音順)

あ行

- ICT
通信技術を活用したコミュニケーションのこと。情報通信技術。
(ICT=Information and Communication Technology)
- アウティング
ここでは、本人の同意を得ずに性的指向や性自認等について、暴露すること。
また、関連する用語として、これまで公にしていなかった自らの性的指向や性自認等を自ら表明することを「カミングアウト」という。
アウティングやカミングアウトは、性的指向や性自認の他、部落出身者、在日韓国・朝鮮人など、言わなければ分からない、言えない属性にいる少数者に共通している。
- アウトリーチ
支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。
- アドボカシー
「養護・代弁」のこと。また、子どもアドボカシーとは、子どもの声を聴き、子どもの権利を守ることができるよう支援すること。
- いじめ・暴力防止（CAP）プログラム
子どもが自分自身の大切さを自覚し、また、危機的状况を自分で切り抜けるための知識や方法を学び、たくましく生きるための力を養う。(CAP=Child Assault Prevention)
- インクルーシブ教育システム
人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することが可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学び、くみであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされている。
- HIV 感染者
ヒト免疫不全ウイルスで、人に感染すると免疫力を低下させるウイルス。性的接触に留意すれば日常生活で感染する可能性はほとんどなく、また、治療法の進歩により、感染したとしても早期発見及び早期治療を適切に行うことでエイズの発症を予防し、他者への感染のリスクを大きく低下させることができる。
(HIV=Human Immunodeficiency Virus)
エイズ（AIDS）は、HIV 感染者が免疫力の低下により 23 の合併症のいずれかを発症した状態のこと。
感染症に対する理解不足や偏見から日常生活、職場、医療現場など社会生活の中で差別やプライバシー侵害等の問題が起きている。
- SNS
利用者同士がインターネットを介して交流できるサービス。(SNS=Social Networking Service)
- NGO
非政府組織。人権や貧困、環境問題などについて、民間の立場から利益を目的とせずに取り組む団体。
(NGO=Non-Governmental Organization)
- NPO
非営利活動組織。営利を目的とせず、公益活動を行う団体。(NPO=Non-Profit Organization)

- **LGBTQ**

性的少数者の総称の一つ（「性的少数者」参照）。

L（Lesbian レズビアン：女性として女性を好きになる人。女性同性愛者。）

G（Gay ゲイ：男性として男性を好きになる人。男性同性愛者。）

B（Bisexual バイセクシュアル：好きになる対象が女性・男性の両性である人。両性愛者。）

T（Transgender トランスジェンダー：性自認が出生時の性とは異なる人。）

Q（Questioning クエスチョニング：性的指向や性自認が決められない、分からない、決めたくない人。）

（Queer クイア：性的少数者を包括する言葉。元々は「変わった、奇妙な」という意味で同性愛者を侮蔑する言葉だったものが、当事者が前向きな意味で使い出した経緯がある。）

- **エンパワメント**

それぞれがその人らしく、自分の文化的、社会的、政治的、経済的状况などを変えていく力を身に付けること。

人はそれぞれ生まれながらに様々な力をもっており、暴力や抑圧などでその力を失ったとき、自己選択、自己決定できるようその力を引き出し、取り戻していくことを意味する。

か行

- **介護離職**

家族や親族の介護のために離職すること。

- **ゲートキーパー**

自殺の危険を抱えた人に気づき、適切な対応を図ることができる人。

- **行動変容**

自分の目標に向けて自らが行動を変化させること。ここでは人権について学び、気づき、人権意識が備わっていくことで、自らが主体的に行動していくことの意味。

- **合理的配慮**

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために行う、必要で合理的な配慮のこと。なお、障害のある人の現に置かれている状況を踏まえ、代替措置の選択を含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要がある。

さ行

- **災害時の避難所での人権問題**

避難生活における高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者などの人権に対する配慮の欠如、性被害など。

災害に伴う避難者の人権については、「スフィア・プロジェクト」が定められており、人権憲章に基づく国際的支援の枠組みが整理されている。「スフィア・プロジェクト」は、難民や被災者に対する人道援助の最低基準を定める目的で、1997（平成 9）年に NGO グループや赤十字・赤新月運動によって開始された計画である。

- **堺市同和対策事業総合計画**

1969（昭和 44）年の「同和対策事業特別措置法」に基づき、総合的に同和対策を推進するため、1972（昭和 47）年に策定し、地域の生活環境の改善や社会福祉の充実などの取組を行った。

- **サンフランシスコ講和条約と日本国籍の喪失**

朝鮮半島・台湾からの渡日者は、日本国籍をもって日本に居住したが、1952 年（昭和 27）年のサンフランシスコ講和条約の発効に際し、法務府（現法務省）民事長通達により一方的に日本国籍が喪失されることになった。

1991（平成 3）年に「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（入管特例法）」に基づき、これらの人に特別永住資格が与えられた。但し参政権や一部の公務員任用資格は与えられていない。

- **CSR（企業の社会的責任）**

企業が利益を追求するだけでなく、自らの組織活動が社会に与える影響に責任をもち、人権尊重、適正な雇用や労働条件、環境への配慮、地域貢献など、企業が果たすべき責任のこと。

（CSR=Corporation Social Responsibility）

- ジェンダー

社会的・文化的につくりあげられた女性像、男性像のような性差。

- 障害のある人

堺市では、「障害は個人の身体的・精神的不全をさすのではなく、障害者の生活を困難なものにしている社会的な障壁のことを意味する」との考えにより使用している。

- 情報モラル

パソコンやスマートフォンなどを使うときに、守らなければならないルールやマナー。

- 人権教育・啓発に関する基本計画

2000（平成 12）年に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の規定に基づき策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

- 人権教育のための国連 10 年

1994（平成 6）年の国連総会において、1995（平成 7）年から始まる 10 年間で「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議した。人権という普遍的な文化が構築されることを目的に、すべての学習の場における人権教育の推進、マス・メディアの活用、世界人権宣言の普及などの目標をあげている。

- 人権教育のための世界計画

2004（平成 16）年の国連総会において決議され、「人権教育のための国連 10 年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的とした計画。数年のフェーズ（段階）ごとに行動計画を策定している。

フェーズごとの重点対象

第 1 フェーズ	初等中等教育	2008（平成 20）年 ～2010（平成 22）年
第 2 フェーズ	高等教育における人権教育及びすべてのレベルの教員、公務員等	2010（平成 22）年 ～2014（平成 26）年
第 3 フェーズ	ジャーナリスト、メディア関係者	2015（平成 27）年 ～2019（令和元）年
第 4 フェーズ	青少年	2020（令和 2）年 ～2024（令和 6）年

- 性的指向や性自認

性的指向（好きになる相手の性）。性自認（自分の性別に対する認識）。すべての人に関わる概念であり、SOGI とも言う（「SOGI」を参照）。

- 性的少数者

同性愛者や両性愛者、性自認が出生時の性と異なる人など、性のあり方について少数である人。性的マイノリティ、セクシュアル・マイノリティとも言われている（「LGBTQ」を参照）。

- 世界人権宣言

1945（昭和 20）年に発足した国連が、2 度にわたる大きな戦争とジェノサイド（集団殺戮）への強い反省から、差別の撤廃・人権の確立と平和の確保を憲章に掲げ、その理念を具体化した宣言。

1948（昭和 23）年の国連総会において人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として採択され、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権の保障を国際的に謳った宣言である。毎年 12 月 10 日を「人権デー」として、世界中で記念行事が行われる。

- ゼロカーボンシティ

21 世紀後半に温室効果ガス的人為的な排出量を、人為的な吸収量とバランスさせる「脱炭素社会」の実現をめざすため、2050（令和 32）年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体のこと。

- ソーシャル・インクルージョン

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う考え方。社会的包摂。

- ・ソーシャルワーク

社会福祉における要援護者に対する援助。人がより良く生きていけるよう、個人とその環境・社会との接点の双方に働きかけ、問題解決とエンパワーメントを図る。また社会に問題があればその変革を働きかける。

- ・SOGI

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとったもので、性のあり方全般をさす概念として使われる（「性的指向や性自認」を参照）。

た行

- ・ダブルケア

同時期に介護・子育てなどの複数の世話をすること。

- ・地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するシステム。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナーなどの親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振るわれた暴力のこと。（DV=Domestic Violence）

- ・デジタル・デバイド

インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。高齢者等のインターネットやパソコンなどに不慣れな人々への配慮が大切である。

な行

- ・ニューカマー

1980（昭和 55）年代以降に渡日した外国人。様々なルーツのある人がいる。新来外国人ともいう。

は行

- ・パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性自認・性的指向が少数である人等に対して自治体が宣誓書受領証を交付する制度。

- ・ハンセン病

らい菌という細菌により、皮膚と末梢神経を侵される感染症。感染力は弱く、感染したとしても発症することとは極めてまれで、万が一発症しても、現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残らない。

ハンセン病に対する偏見により、患者は強制的に隔離され社会から疎外された生活を余儀なくされた。日本では、1953（昭和 28）年「らい予防法」によりハンセン病患者を施設に強制収容する隔離政策がとられた。1996（平成 8）年に「らい予防法」は廃止された。

- ・ピアカウンセリング

同じ背景にある人同士が対等な立場で話を共有すること。

- ・東日本大震災に伴う人権侵害

放射線被ばくによる風評被害などの人権侵害。

- ・ビジネスと人権

国連において、2011（平成 23）年に「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認され、日本でも、2020（令和 2）年に「ビジネスと人権についての行動計画」を策定し、企業や政府が守るべき具体的な取組をまとめた。このうち、企業に対しては、人権の尊重を企業の方針として発信することや、強制労働などの問題が起きた場合には原因や今後の対応を公表し、救済措置を取るよう促している。

- ・ファシリテーション

集団活動において、参加者それぞれの個性や多様性を活かしながら、創造的で生産性の高い議論や学び、人とのつながりを促進すること。

- ・ヘイトスピーチ

人種や国籍、宗教など、特定の属性をもつ個人や集団に対する差別的な言動や差別・憎悪を煽る行為。

- ・本人通知制度

戸籍謄本や住民票の写しなどの証明書を第三者や本人の代理人に交付した場合、市に事前に登録した人に証明書を交付した事実を通知する制度。

ま行

- ・マタニティ・ハラスメント

「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正により、2017（平成 29）年から、各企業は職場でのマタニティ・ハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが義務化された。

- ・ミレニアム開発目標（MDGs）

2009（平成 21）年に 21 世紀の国際社会の目標として採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990 年代に採択された「国際開発目標」を統合して一つの共通の枠組みとしてまとめられたもの。2015（平成 27）年を達成目標として、以下の 8 つの目標を掲げている。

- ①極度の貧困と飢餓の撲滅 ②初等教育の完全普及の達成 ③ジェンダー平等推進と女性の地位向上
- ④乳幼児死亡率の削減 ⑤妊産婦の健康の改善 ⑥HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止
- ⑦環境の持続可能性確保 ⑧開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

- ・メディア・リテラシー

メディア（新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなど）が発信する情報を見極め、理解・活用する能力。

や行

- ・ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護や世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子ども。

ら行

- ・労働者の権利に関する問題

長時間労働、賃金格差、パワー・ハラスメント、若者の非正規雇用や低賃金、それに伴う貧困など。パワー・ハラスメントについては、2020（令和 2）年に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正され、職場における防止対策が事業主に義務付けられた。

- ・老老介護

家庭の事情などにより高齢者の介護を高齢者が行うこと。